

「観音像仏頭部原状回復」著作権侵害差止等請求事件：東京地裁平成19(ワ)23883・平成21年5月28日(民46部)判決<一部認容>/知財高裁平成21(ネ)10047・平成22年3月25日(3部)判決<原判決変更一部認容・その余棄却>/最高決平成22年12月7日(3小)

### 【キーワード】

仏頭部のすげ替え, 著作者人格権(同一性保持権・著20条), 著作権(展示権・著25条), 原状回復請求権(著116条1項, 115条), 名誉回復請求権(著115条)

### 【東京地裁の判決主文】

- 1 被告光源寺は, 別紙物件目録記載の観音像について, その仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部に原状回復せよ。
- 2 原告の被告光源寺に対するその余の請求及び被告C1に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は, 原告に生じた費用の6分の1及び被告光源寺に生じた費用の3分の1を被告光源寺の負担とし, 原告に生じたその余の費用, 被告光源寺に生じたその余の費用及び被告C1に生じた費用の全部を原告の負担とする。

### 【事 実】

#### 第1 請求

- 1 主文第1項と同旨
- 2 被告光源寺は, 別紙物件目録記載の観音像について, その仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部に原状回復するまでの間, 一般公衆の観覧に供してはならない。
- 3 被告らは, 原告に対し, 連帯して, 600万円及びこれに対する被告光源寺について平成19年9月22日, 被告C1について同月23日から又は被告らについて平成20年8月29日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告光源寺は, 原告に対し, 平成21年3月18日から別紙物件目録記載の観音像についてその仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部に原状回復するまで1か月10万円を毎月末日限り支払え。
- 5 被告らは, 別紙謝罪広告目録1記載の第2の要領で, 第1の内容の謝罪広告を掲載せよ。
- 6 被告らは, 別紙謝罪広告目録2記載の第2の要領で, 第1の内容の謝罪広告を掲載せよ。

#### 第2 事案の概要

##### 1 事案の要旨

本件は, 原告が, 原告の亡父D1(以下「亡D2」という。), 亡兄E1(以

下「亡E2」という。)及び兄F1(以下「F2」という。)と共同で制作した美術の著作物である別紙物件目録記載の観音像について、その原作品の所有者である被告光源寺が亡D2及び亡E2の死後に被告C1(以下「被告C2」という。)に依頼して仏頭部をすげ替えて、公衆の観覧に供していることが(以下、仏頭部すげ替え前の観音像を「本件原観音像」、仏頭部すげ替え後の観音像を「本件観音像」という。)、本件原観音像に係る原告の著作者人格権(同一性保持権)及び著作権(展示権)の侵害又は原告の名誉若しくは声望を害する方法による著作物の利用行為(著作者人格権のみなし侵害)に当たり、かつ、亡D2及び亡E2が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為に当たる旨主張し、被告光源寺に対し、著作権法112条1項、115条、113条6項に基づき又は亡D2及び亡E2の遺族として同法116条1項、112条1項、115条に基づき、本件観音像の仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部(すなわち、本件原観音像の仏頭部)に原状回復するまでの間、本件観音像を一般公衆の観覧に供することの差止めを、同法112条2項、115条、113条6項に基づき又は亡D2及び亡E2の遺族として同法116条1項、112条2項、115条に基づき、本件観音像の仏頭部を本件原観音像の仏頭部に原状回復することを求めるとともに、被告兩名に対し、原告の著作者人格権侵害又は著作者人格権のみなし侵害の不法行為に基づく損害賠償(被告光源寺に対しては上記原状回復するまでの間の将来分の損害賠償を含む。)を、同法115条に基づき並びに亡D2及び亡E2の遺族として同法116条1項、115条に基づき、原告、亡D2及び亡E2の名誉又は声望を回復するための適当な措置として別紙謝罪広告目録1及び2記載の謝罪広告を求めた事案である。

### 3 争点

本件の争点は、原告は本件原観音像の共同著作者か(争点1)、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為及び被告光源寺がそのすげ替え後の本件観音像を公衆の観覧に供していることが、本件原観音像に係る原告の著作者人格権(同一性保持権)の侵害に当たるか、これに当たるとした場合、原告は被告光源寺に対し、著作権法112条1項、2項に基づき、本件観音像についてその仏頭部を本件原観音像の仏頭部に原状回復するまでの間の公衆の観覧に供することの差止め及び上記原状回復そのものを求めることができるか(争点2)、原告は、同法115条に基づく名誉回復等の措置として、被告光源寺に対し、上記仏頭部を原状回復するまでの間の本件観音像を公衆の観覧に供することの差止め及び上記原状回復そのものを求めることができるか(争点3)、被告ら及び被告光源寺による上記各行為が、原告の名誉又は声望を害する方法による著作物の利用行為(同法113条6項)に当たり、その著作

者人格権の侵害行為とみなされるか、みなされるとした場合、原告は被告光源寺に対し、同法112条1項、2項に基づき又は同法115条に基づく名誉回復等の措置として、上記仏頭部を原状回復するまでの間の本件観音像を公衆の観覧に供することの差止め及び上記原状回復そのものを求めることができるか（争点4）、原告は、被告光源寺が仏頭部がすげ替えられた後の本件観音像を公衆の観覧に供していることが、二次的著作物である本件観音像に係る原著作物の著作者としての原告の著作権（展示権）の侵害に当たるとして、被告光源寺に対し、同法112条1項、2項に基づき、上記仏頭部を原状回復するまでの間の本件観音像を公衆の観覧に供することの差止め及び上記原状回復そのものを求めることができるか（争点5）、原告は、被告らに対し、原告の著作者人格権侵害及び著作者人格権のみなし侵害の不法行為に基づく損害賠償（被告光源寺に対しては上記原状回復するまでの間の将来分の損害賠償を含む。）を求めることができるか及び被告らが賠償すべき原告の損害額（争点6）、原告は、亡D2及び亡E2の遺族として同法116条1項、112条1項、2項、115条に基づき、被告光源寺に対し、上記仏頭部を原状回復するまでの間の本件観音像を公衆の観覧に供することの差止め及び上記原状回復そのものを求めることができるか（争点7）、原告は、自ら同法115条に基づき、D4（亡D2）及びE4（亡E2）の遺族として同法116条1項、115条に基づき、原告、D4及びE4の名誉又は声望を回復するための適当な措置として別紙謝罪広告目録1及び2記載の謝罪広告を求めることができるか（争点8）である。

## 【東京地裁の判断】

### 1 前提事実

前記争いのない事実等と証拠（甲1ないし21、25ないし34、37、43ないし50、54ないし69、71、乙1ないし32、35ないし37（以上、枝番のあるものは枝番を含む。）、証人M1、証人K2、原告、被告光源寺代表者、被告C2）及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。  
(1)ア 亡D2（明治34年2月7日生）は、仏像彫刻を業とする仏師（雅号・「D3」）であり、東京都中野区内の自宅兼工房（本件工房）に居住していた。

亡D2（D4）とその妻亡G2は、長男亡E2（大正15年2月18日生）、二男F2（昭和5年1月2日生）及び三男原告（昭和9年1月23日生）の3人の子をもうけた。亡G2は、昭和61年7月23日に死亡した。

亡E2及びF2は、いずれも仏像彫刻を業とする仏師（亡E2の雅号・「E3」、F2の雅号・「F3」）であり、本件工房で、D4と同居していた。

原告は、昭和43年3月12日に留学先（国立パリ美術学校彫刻科）のフランスで婚姻した後、同年中に帰国し、茨城県取手市内に居住するようになった。その後、原告は、D4から仏像彫刻の指導を受けた後、現代彫刻及び仏像彫刻を業としている。

イ 被告光源寺は、東京都文京区内で浄土宗の寺院である光源寺を維持、運用する宗教法人である。

光源寺には、江戸時代の元禄10年（1697年）に造立された、像高2丈6尺（約7.9メートル）の木彫十一面観音菩薩立像（旧大観音像）を祀る観音堂があった。旧大観音像は、奈良県長谷寺の本尊である十一面観音菩薩立像（長谷寺式十一面観音像）の様式・特徴を備えた仏像であり、江戸時代から「駒込大観音」として広く人々の信仰を集めていた。

旧大観音像は、昭和20年5月25日の東京大空襲<sup>1)</sup>により観音堂と一緒に焼失した。

光源寺の住職であったH（先代住職）は、旧大観音像の焼失後、「駒込大観音」の再建を念願していた。

ウ 被告C2（昭和28年1月12日生）は、昭和48年ころから約6年間、彫刻家Nに師事して彫刻造形を学んだ後、昭和55年ころ亡E2（E4）の弟子となり、そのころから、E4に雇用され、本件工房でE4やD4の仕事を手伝うようになった。

また、K2は、昭和61年6月ころE4の弟子となり、そのころから昭和62年6月ころまでの約1年間、E4に雇用され、本件工房でE4や兄弟子の被告C2の仕事を手伝っていた。

(2)ア E4は、昭和62年1月、被告C2を伴って年始の挨拶のため光源寺を訪れた際、先代住職に対し、「駒込大観音」の再建を勧めた。

先代住職は、そのころ、E4からの勧めに応じ、「駒込大観音」及びこれを安置する観音堂の再建を決意し、E4に対し、「駒込大観音」の再建を依頼する旨伝えた。

E4は、同年2月ころ、本件原観音像の下図（乙8の2,3）を描き、その下図を基に本件原観音像の材料となる檜材の必要量を算出し、その檜材の代金の見積りを得た後、被告光源寺に対し、本件原観音像の制作費の概算額を示した。被告光源寺は、E4が示した上記制作費の概算額を了承した。

---

1) （筆者注）米空軍機による東京大空襲は昭和20年に6回あった。2月25日「雪天の大空襲」・3月10日「烈風下の奇襲」・4月13日・14日「春夜東京北部大空襲」・4月15日「南端蒲田地区の空襲」・5月24日「東京南部大空襲」・5月25日・26日「東京中心部西部大空襲」である。（奥住喜重・早乙女勝元「東京を爆撃せよ」三省堂 2007 から）

イ(ア) 昭和62年5月ころ、本件原観音像の材料となる檜材が本件工房に搬入された。

先代住職は、同年5月5日午前10時ころ、先代住職の妻、当時副住職であったB3（現住職で、現在の被告光源寺代表者）及びその妻とともに、本件工房を訪れた。B3は、その際、本件工房内に積み上げられた檜材の写真（乙8の1）等を撮影した。

被告C2及びK2は、そのころから、本件工房で、檜材を寄せ合わせて木塊を制作し、E4は、その木塊を仏頭とする彫刻（粗彫り）を開始した。

(イ) 先代住職は、E4から仏頭部の粗彫りが完成したので確認して欲しい旨の連絡を受け、昭和62年6月14日午後3時ころ、先代住職の妻、B3及びその妻子とともに、本件工房を訪れた。先代住職は、その際、D4及びE4の面前で、粗彫りされた仏頭部の内割り部（内部）に梵字、「駒込大観音」の文字等を墨書した。

B3は、先代住職が仏頭部に墨書を行っている最中の写真（乙9の1の1ないし1の5）、仏頭部及びその墨書の写真（甲6）、仏頭部をほぼ中央に挟んで、先代住職、D4及びE4の3人が入った写真（甲7）等を撮影した。

ウ(ア) 先代住職は、昭和62年7月24日、B3とともに、本件工房を訪れた。B3は、その際、仏頭部が体部に差し込まれた写真（乙10）を撮影した。その体部は胸部まで彫り進められていた。

(イ) 先代住職は、昭和62年8月25日、先代住職の妻、B3及びその妻子とともに、本件工房を訪れた。B3は、その際、仏頭部が体部に差し込まれた写真、E4が作業用に組まれた足場の上で仏頭部及び体部に向かって彫刻作業のポーズをとった写真（乙11の1）、足場の上で彫刻作業のポーズをとったE4を背景に、先代住職及びその妻、B3の妻子の5人が入った写真（甲25）を撮影した。

(ウ) 先代住職は、E4から体部の粗彫りが出来上がってきた旨の連絡を受け、昭和62年10月20日午後3時ころ、先代住職の妻、B3及びその妻子とともに、本件工房を訪れた。B3は、その際、粗彫りされた体部に仏頭部及び上腕部（肩から肘まで）が取り付けられた仏像を背景に、先代住職及びその妻、B3の妻子、E4の5人が入った写真（乙12の2）等を撮影した。

(エ) 先代住職は、E4から腕を彫り進めている旨の連絡を受け、昭和63年1月10日午前中に、B3とともに、本件工房を訪れた。B3は、その際、体部に仏頭部及び腕部（肩から指先まで。以下同じ。）が取り付けられた仏像を背景に、先代住職及びE4の2人が入った写真（乙13の2）等を撮影した。

(オ) 先代住職は、E 4 から仏頭部に設置する化仏を彫刻した旨の連絡を受け、昭和63年4月8日、写真家のO（以下「O」という。）とともに、本件工房を訪れた。先代住職は、その際、体部に仏頭部及び腕部が取り付けられた仏像の各部位、彫刻途中の化仏の写真（乙22）を撮影した。

(カ) 先代住職は、昭和63年6月20日、毎日新聞社の記者から、駒込大観音の再建の件で取材を受けた。

その後、同月22日発行の毎日新聞（甲4）に、「光源寺の「駒込大観音」復興」の大見出し、「空襲で焼失住職の努力実り制作中」等の小見出しの下に、高さ3.63メートルの木像を制作中である旨の記事が掲載された。

上記記事には、「制作は仏像彫刻家のE3さん・・・に依頼。昨年五月に木曾ヒノキをIさんのアトリエに運び込み、同六月から弟子二人とともに彫り続けている。像の高さは十二尺（三・六三メートル）。台や光背も入れると十七尺（五・一五メートル）。旧像と同じ十一面観音像で、右手に錫杖（しゃくじょう）、左手に蓮華（ハスの花）を持つ。六十四年十月の完成を目指す。ウルシ塗り、金箔を配した観音像が姿を現す予定だ・・・観音像を安置する御堂も建設するため、開眼はその後の四、五年先になる。」等の文章が掲載されている。また、上記記事には、「寄せ木造りの手法で作られる観音像とIさん」との説明が付された、体部に仏頭部及び腕部が取り付けられた仏像と同仏像に向かって彫刻作業のポーズをとったE4の写真が掲載されている。

(キ) D4は、腎性高血圧症等で通院治療を受けていたところ、昭和63年5月下旬から通院不能となり、同年7月29日、死亡した。

その後、同年8月9日発行の中外日報（甲5）に、「よみがえる「駒込大観音」浄土宗光源寺」、「最後の空襲で焼失」、「B2住職復興へ悲願43年」、「仏像彫刻家E3氏精魂こめて制作」等の見出しの下に、「駒込大観音」を再建中である旨の記事が掲載された。上記記事には、「寄せ木造りで作られる「駒込大観音」との説明が付された、体部に仏頭部及び腕部が取り付けられた仏像の写真、粗彫りされた仏頭部をほぼ中央に挟んで、先代住職、D4及びE4の3人が入った写真（甲7）が掲載されている。

(ク) 先代住職は、E4から仏頭部に化仏をつけた旨の連絡を受け、昭和63年8月11日午後1時ころ、先代住職の妻及びOとともに、本件工房を訪れた。Oは、その際、化仏がつけられた仏頭部及び腕部が取り付けられた仏像の正面及び背面の写真（甲27、28）、同仏像を背景に、先代住職及びその妻、E4、F4、被告C2の5人が入った写真（甲26）を撮影した。

その後、同月23日から1週間、化仏がつけられた仏頭部が、日本橋三越百貨店で開催された第35回仏教美術彫刻展に出展された。

(ケ) 先代住職は、E 4 から光背をほぼ彫り終わった旨の連絡を受け、平成元年1月28日午後2時ころないし3時ころ、先代住職の妻、B 3 及びその妻子とともに、本件工房を訪れた。B 3 は、その際、光背の写真(乙14の1)、光背を背景に、先代住職及びその妻、B 3 の妻子、E 4、F 4、被告C 2 の7人が入った写真(乙14の3)を撮影した。

エ E 4 は、平成元年5月6日、脳梗塞を発症して倒れ、同日から同年6月24日までの間入院した。

その間の6月14日、先代住職は、妻とともに、本件工房を訪れた。先代住職は、その際、内割りされた体部(躯体)の内部に、梵字、「願

天下和順 莊嚴国土」の願文等を墨書(甲9)した。先代住職が墨書を行っている様子は、写真撮影された。その写真中には、先代住職の様子を見ているF 4 が写り込んだ写真(甲30)がある。

一方、原告も、上記体部の内部に、「大佛師監修D 3」、「制作者E 3 F 3 A 1」と墨書(甲10)した。また、上記体部の内部には、「A 1」の墨書部分の左側に「弟子C 1」と墨書(甲10)されているが、このうち、「C 1」の墨書部分は被告C 2 が、「弟子」の墨書部分は原告がそれぞれ記載したものであった。

オ(ア) 被告C 2 は、平成元年9月ころ、E 4 から独立し、千葉県佐倉市内に工房を開設した。その後、被告C 2 は、本件原観音像の制作作業に関与することはなかった。

(イ) 先代住職は、E 4 から彫刻が終了した旨の連絡を受け、平成元年10月10日午後2時ころ、B 3 とともに、写真を撮る目的で本件工房を訪れた。

B 3 は、その際、仏頭部に化仏をつけ、右手に錫杖を持った仏像(本件原観音像)の写真(乙30の2、31の2)を撮影した。

その後、B 3 から写真撮影の依頼を受けたO は、同年10月ころ、本件工房を訪れ、仏頭部に化仏をつけ、右手に錫杖、左手に蓮華をそれぞれ持ち、台座の上に立った姿勢の仏像(本件原観音像)と同仏像用の光背とを並べた構図の写真(甲11の1枚目)を撮影した。その後、先代住職は、平成3年ころ、O が撮影した上記写真を裏面に印刷したはがき(甲11)を作成した。

(ウ) 平成元年10月10日を最後に、先代住職及びB 3 が本件原観音像の制作状況の確認のため本件工房を訪れることはなかった。

また、先代住職及びB 3 が上記制作状況の確認のため本件工房を訪れた際、E 4 が入院中の平成元年6月14日(前記エ)を除き、原告と会ったことはなかった。

カ(ア) 先代住職は、株式会社竹澤古典建設設計事務所(以下「竹澤事務所」という。)に対し、本件原観音像を安置する観音堂の新築工事の見積りを依

頼していたところ、竹澤事務所から、新築工事費用を合計3億5000万円とする平成元年4月8日付け概算書及び設計図面(乙37)の提出を受けた。

先代住職は、同年ころ、光源寺の檀家であるM1(以下「M2」という。)に対し、上記概算書及び設計図面を見せて相談した結果、本件原観音像を安置する観音堂の新築工事の設計及び施工監理をM2に依頼した。

その後、先代住職は、平成2年1月15日ころ、M2との間で、本件原観音像の漆塗り・金箔貼り作業を行うための工房(本件漆塗り工房)を建設するための打合せをした。M2は、本件漆塗り工房(プレハブ建物)の建設の手配をした。

(イ) 平成2年3月12日、本件原観音像が本件工房から搬出されて光源寺の境内に建設された本件漆塗り工房に搬入され、塗師(漆塗り職人)によって、本件原観音像の漆塗り・金箔貼り作業が開始された。

先代住職は、同日、本件原観音像の本件漆塗り工房への搬入を記念する法要を執り行った。E4及び被告C2は、上記法要に出席したが、F4及び原告は出席しなかった。

その法要の際、寝かせた本件原観音像の体部を前方に配して、出席者の記念写真が撮影された。その記念撮影(乙3)に写された本件原観音像の足ほぞには、「監修D3」、「制作者E3 F3 A1C1」との墨書があった。この墨書は、昭和63年ころないし平成元年ころ、E4によって記載されたものであった。

(3)ア 平成5年ころ、M2の設計及び施工監理に係る本件原観音像を安置するための観音堂(本件観音堂)が、光源寺の境内に完成した。本件観音堂の壁面には、陶器製のレリーフが設置されているところ、同レリーフは、原告がM2の依頼を受けて制作したものであった。

イ 原告は、平成5年5月ころ、漆塗り・金箔貼り作業が完了した本件原観音像から仏頭部を取り外して本件工房に持ち帰り、本件原観音像の眼の彩色、書き入れ作業を行った後、その仏頭部を本件原観音像の体部に再び取り付けした。

その後、同月ころ、制作作業がすべて完了した本件原観音像が、本件漆塗り工房から本件観音堂に搬入され、本件観音堂内に安置された。その際、本件原観音像を背景に、先代住職及びその妻、B3及びその妻子、E4、原告、塗師等が入った写真(甲31)が撮影された。

ウ(ア) 先代住職は、平成5年5月18日、本件原観音像の開眼法要(開眼落慶法要)を執り行った。E4、F4、原告及び被告C2は、上記法要に出席した。上記法要の際、本件観音堂の前で、先代住職及びその妻、B3及びその妻、E4、F4、原告、被告C2、M2等が入った記念写真(甲12)が



撮影された。

(イ) 本件観音堂に安置された本件原観音像は、前記(ア)の法要後、一般に公開され、檀家や一般の参拝者によって参拝されるようになった。

(4) 原告は、平成6年7月18日、本件原観音像の両目の補修作業を行った。B3は、その補修結果に満足せず、再補修を要望した。原告は、同月20日までに、本件原観音像の目の再補修を行った。

(5)ア 先代住職は、平成6年12月26日、死亡した。その後、B3は、光源寺の住職となり、また、平成7年2月23日、被告光源寺の代表役員に就任した。

イ 平成7年6月15日発行の宗教工芸新聞(甲1)に、「名工をたずねて(東京)」との記事の中で、「江戸仏師は五代目」、「仏師E3師」との見出しの下に、E4が紹介された。上記記事には、「最近の大作としては駒込大観音を仕上げたこと。台座から後背まで八メートル、総金箔張という巨大な仏像である。製作には二年半を費し、一昨年、開眼式を行った。常に仕事を共に続ける弟・F4師、A2氏(行動美術会員)は大きな支えとなった。」との文章や、「東京駒込光源寺大観音(E3)」と付された、本件原観音像の写真が掲載されている。

ウ F4は、平成10年、病気のため仏師を廃業した。

その後、E4は、平成11年9月28日に死亡した。

エ 現住職のB3は、平成12年11月26日、先代住職の七回忌法要を執り行った。原告は上記法要に出席したが、F4及び被告C2は出席しなかった。上記法要の後の会食の席次表(甲44)には、原告について「再建駒込大観音の共同彫刻家」と記載されていた。

(6)ア 現住職のB3は、本件観音堂に安置された本件原観音像は目を見開いた状態で、参拝場所から本件原観音像を見上げると、驚いたように又は睨みつけるような表情であって、その表情にかねてから強い違和感を感じていたところ、檀家や一般の参拝者からも、本件原観音像の表情に違和感を覚える旨の苦情や慈悲深い表情とするよう善処を求める旨の要望を受けていた。

そこで、現住職のB3は、平成15年ころ、被告C2に相談したところ、本件原観音像の表情を変えるには、目の部分だけを彫り直す方法や顔の前面を彫り直す方法などが考えられるが、失敗する可能性もあり、そのリスクを考えると、新たに仏頭部を作り直した方がよい旨の助言を受け、仏頭部の作り直しを決意した。現住職のB3は、同年ころ、原告に対し、本件原観音像の仏頭部の作り直しを被告C2に依頼する考えでいる旨伝えたところ、原告は、仏頭部の作り直し自体を拒絶した。

その後、現住職のB3から依頼を受けた被告C2は、仏頭部を新たに制作

し、この仏頭部を本件原観音像の仏頭部とすげ替え、そのすげ替え後の観音像（本件観音像）が本件観音堂で一般の観覧に供されるようになった。現住職のB3は、上記すげ替えの事実を被告C2との間で秘匿することとし、上記すげ替えの事実を原告に知らせたり、公表することはなかった。

イ(ア) 原告は、平成18年10月ころ、本件原観音像の仏頭部がすげ替えられた本件観音像が本件観音堂に祀られて一般の観覧に供されていることに気づいた。

(イ) 原告の代理人弁護士は、平成18年10月18日到達の内容証明郵便（甲15の1,2）で、被告光源寺に対し、本件原観音像の仏頭部のすげ替えは、本件原観音像の共同制作者である原告の著作者人格権を侵害するとして、本件観音像の仏頭部について原状回復の措置を講じるよう要求する旨の通知をした。

被告光源寺は、同年10月27日付け書面（甲16）で、原告の代理人に対し、檀家、参拝者からの本件原観音像の「お顔」に対する批判はおさまることなく、「駒込大観音」が信仰の対象であるということにかんがみ、「お顔」を変える決断をした、本件原観音像の仏頭部は大切に保管している、

「信徒の皆さま」の希望が強ければ元のとおりに戻すことはやぶさかではないが、現状を認めていただくようお願いする旨の通知をした。

(ウ) 原告の代理人弁護士は、平成18年11月18日到達の内容証明郵便（甲17の1,2）で、被告光源寺に対し、同年12月末日までに、本件観音像の仏頭部について原状回復の措置を講じるよう要求する旨の通知をした。

また、原告の代理人弁護士は、同年11月18日到達の内容証明郵便（甲18の1,2）で、被告C2に対し、同内容証明郵便到達後1週間以内に、被告C2が仏頭部のすげ替えを行った経緯の説明及び原告らに対する謝罪文の送付を求める旨の通知をした。

(エ) 被告C2は、平成18年12月14日付け書面（甲19）で、原告の代理人に対し、本件原観音像の仏頭部を彫刻したのは亡E2（E4）であるが、本件原観音像の「尊顔」が悪相であり、慈悲深い相貌ではなかったため、亡E2自身が「尊顔」を作り直す願いを持っていた、被告C2は、亡E2の願いをかなえるため、亡E2の名代として、新たな仏頭部を制作するに至った旨通知した。

これを受けた原告の代理人弁護士は、平成19年2月9日到達の内容証明郵便（甲20の1,2）で、被告C2に対し、上記書面（甲19）による被告C2の弁明は一方的かつ不合理な言い分に過ぎず、承服することはできない、本件紛争を穏便に収めるべく、被告光源寺が自主的に本件観音像について原状回復の措置を講じるよう申し入れてきたが、被告光源寺から誠意

ある対応を得られなかったので、今後やむをえず訴訟提起等の措置を講じる旨の通知をした。

ウ 原告は、平成19年9月13日、本件訴訟を提起した。

2 原告の共同著作者性（争点1）について

(1) 原告は、著作物の原作品である本件原観音像の体内（躯体の内部）及び足ほぞの「A1」との墨書によって、原告の氏名である「A1」が著作者名として通常の方法により表示されているから、著作権法14条に基づいて、原告は本件原観音像の著作者（共同著作者）と推定される旨主張する。

ア まず、証拠（甲40、41）及び弁論の全趣旨によれば、仏像彫刻においては、仏像の体内や足ほぞに制作者の実名又は雅号を墨書することは、著作者名の通常の方法であることが認められる。

そして、前記争いのない事実等（前記第2の2(2)ウ）のとおり、本件原観音像の体内（躯体の内部）には、「制作者E3 F3 A1 弟子C1」との墨書が、また、本件原観音像の足ほぞには、「制作者E3 F3 A1 C1」との墨書が施されている。

イ しかし、他方で、以下のとおり、本件原観音像の体内（躯体の内部）及び足ほぞの「A1」との墨書から、原告が本件原観音像の著作者と推定されることを妨げる証拠がある。

(ア) 被告C2は、本人尋問において、E4及びその弟子である被告C2は、昭和62年5月ころ本件原観音像の木彫作業を開始し、平成元年9月半ばにその仕上げ作業を完了したが、この間に原告が本件原観音像の制作に関与したことはない、E4が平成元年5月ころ脳梗塞により入院し、退院するまでの約1か月間、被告C2は、本件原観音像の木彫作業を進めたことはなく、E4の退院後に作業を再開した、E4が入院した当時、木彫作業は仕上げを残している状態であった、E4の入院期間中に、原告が本件原観音像の制作について口を挟もうとしたので、被告C2は、これを拒絶した旨供述し、また、昭和62年1月ころから被告C2がE4から独立した平成元年9月までの間における本件原観音像の制作経緯及び制作作業の内容について具体的なかつ詳細に供述している。

そして、平成元年10月10日にB3によって撮影された、仏頭部に化仏をつけ、右手に錫杖を持った仏像（本件原観音像）の写真（乙30の2、31の2）、同年10月ころに写真家のOによって撮影された、仏頭部に化仏をつけ、右手に錫杖、左手に蓮華をそれぞれ持ち、台座の上に立った姿勢の仏像（本件原観音像）と同仏像用の光背とを並べた構図の写真（甲11の1枚目）（前記1(2)オ(イ)）によれば、上記各写真が撮影された同年10月当時、本件原観音像はその細部まで彫り上げられた状態にあったことがうか

がわれること、先代住職は、昭和62年5月5日、6月14日、7月24日、8月25日、10月20日、昭和63年1月10日、4月8日、8月11日、平成元年1月28日、6月14日、10月10日の11回にわたり、本件原観音像の制作状況の確認等のため本件工房を訪れたが、E4が入院中の平成元年6月14日を除き、原告と会ったことはなく（前記1(2)イ(ア)、(イ)、ウ(ア)ないし(オ)、(ク)、(ケ)、オ(イ)、(ウ)）、また、先代住職が本件工房を訪れた際に撮影された各写真（甲7ないし10、25ないし28、30、乙8の1ないし3、9の1の1ないし1の5、9の2、10、11の1ないし3、12の1、2、13の1、2、14の1の1ないし4、17の1ないし5、18ないし20、21の1ないし4、22、23等）には、原告が写っていないこと、証人K2の供述中には、K2は、昭和61年6月ころから昭和62年6月ころまでの間、E4の弟子として仏像制作を学び、同年5月ころから6月ころまでの間、兄弟子の被告C2の作業を手伝って本件原観音像の制作作業に関与したが、その間に原告は本件原観音像の制作作業に関与していないと思う旨の供述部分があること、被告光源寺代表者（B3）の供述中には、B3は、平成元年10月10日、本件原観音像の彫刻が終了したという連絡を受け、その撮影をするため、先代住職と共に本件工房へ行き、本件原観音像の写真（乙30の2、31の2）を撮影した、B3は、昭和62年5月5日、6月14日、7月24日、8月25日、昭和63年1月10日、平成元年1月28日、10月10日の7回にわたり、本件原観音像の制作状況の確認等のため本件工房を訪れた際、原告を見かけたことはない、原告は、目の修繕以外に、本件原観音像の制作に全く関与していない旨の供述部分があること、平成元年10月10日を最後に、先代住職及びB3が本件原観音像の制作状況の確認等のため本件工房を訪れることはなかったこと（前記1(2)オ(ウ)）に照らすならば、本件原観音像の制作が開始された昭和62年5月ころから被告C2が独立した平成元年9月までの間に、原告が本件原観音像の制作に関与したことはない旨の被告C2の上記供述部分は、信用することができる。

また、上記、の事実と被告C2の供述（乙7の陳述書を含む。）及び被告光源寺代表者の供述（乙28の陳述書を含む。）を総合すれば、被告C2が独立した当時、本件原観音像の木彫作業は、仕上げ作業のほとんどが完了している段階にあったものと推認することができる。

(イ) これに対し原告は、本人尋問において、本件原観音像の制作は、I家として依頼を受けたものであり、その仕事の割り振りは、「頭」はD4が健康のころはD4が、D4が亡くなってからはほとんどE4が、「体」はF4が、「腕、光背及び台座」はF4と原告が、「化仏」は原告がそれぞれ担当し

て制作した，E 4 の退院後の平成元年 6 月末ころの時点では，小造りが終わり，仕上げに入る段階であった，E 4 は退院後，気力が衰え，見通しが見つからないような状態であったため，原告が中心となって仕上げ作業を進めた，被告 C 2 が独立した平成元年 9 月当時，本件原観音像の木彫作業は大体 90 パーセント位が進んでいた，仕上げ作業は平成 2 年 3 月 12 日に本件原観音像が本件漆塗り工房に搬入される直前までかかり，その搬入の前の 1 週間位は，原告がほとんど寝ない状態で作業を行った，仕上げ作業の主な内容は，腕部及び体部の彫り直し及び削り直しであり，一方で，仏頭部には手をつけておらず，光背の彫り直し及び削り直しも仕上げ作業としては行っていない，その具体的な作業ないし工程としては，漆を塗ることになるため，きちんと彫っていないと漆がかかった時点で形がぼけて甘くなってしまうので，そういうところを特に丁寧に仕上げていき，また，衣の部分については質感ないし材質感を直していく仕事であった旨供述し，これに沿う陳述書（甲 37）の記載部分がある。

しかし，原告が本件原観音像の化仏，両腕，光背及び台座の制作を担当し，E 4 の退院後の平成元年 6 月末ころから平成 2 年 3 月 12 日に本件漆塗り工房に搬入される直前まで，原告が中心となって仕上げ作業を行った旨の原告の上記供述（上記陳述書を含む。）は，本件原観音像の制作経緯及び制作作業の内容に関する被告 C 2 の供述内容と対比すると，具体性に乏しい上，前記(ア)の ， ， の事実とも整合しないことに照らし，採用することはできない。

もっとも，原告の供述と相反する被告 C 2 の供述を前提としても，被告 C 2 が独立した後の平成元年 10 月から本件原観音像が平成 2 年 3 月 12 日に本件漆塗り工房に搬入されるまでの間に，原告が本件原観音像の仕上げ作業に関与したこと自体を否定するものではなく，その間に原告は仕上げ作業に何らかの関与をしたものとうかがわれる。

しかし，原告は，上記のとおり，仕上げ作業は本件原観音像が本件漆塗り工房に搬入される直前までかかり，その搬入の前の 1 週間位は，原告がほとんど寝ない状態で作業を行った旨供述していながら，その作業内容及び作業経緯については具体的な供述をしていないこと，前記(ア) の各写真の内容に照らすならば，原告が平成元年 10 月から平成 2 年 3 月 12 日までの間に行った仕上げ作業が，本件原観音像の制作についての創作的な関与に当たるものとまで認めることは困難である。

(ウ) また，原告が本件原観音像の制作作業に従事していたことを示す客観的資料であると主張する甲 1 ， 34 ， 44 ， 71 は，いずれも本件原観音像の制作についての原告の具体的な関与の状況を示すものではなく，ましてや

原告が平成元年10月から平成2年3月12日までの間に行った仕上げ作業によって本件原観音像の制作についての創作的な関与をしていたことを示すものではない。

すなわち、平成7年6月15日発行の宗教工芸新聞(甲1)における「(E4の)最近の大作としては駒込光源寺の大観音を仕上げたこと。・・・常に仕事を共に続ける弟・F4氏、A2氏(行動美術会員)は大きな支えとなった」との記載、医師J作成の昭和63年7月30日付け紹介状(甲34)における「(D4は)観音像を3人の息子さん達と制作中の方です」との記載、平成12年11月26日に執り行われた先代住職の七回忌法要の席次表(法要後の会食の席次表。甲44)における原告についての「再建駒込大観音の共同彫刻家」との記載は、いずれも原告が本件原観音像の制作にいかなる関与をしたのかを具体的に示すものではない。

また、先代住職の七回忌法要の際には、D4及びE4は既に死亡し、F4は病気のため仏師を廃業していたことに照らすと、原告は、本件原観音像を制作したE4の名代としての位置づけであったことがうかがわれるから、上記席次表において「再建駒込大観音の共同彫刻家」と記載されているからといって、原告が本件原観音像の制作者であることを裏付けることにはならない。

さらに、平成5年5月18日に執り行われた本件原観音像の開眼法要の際に、先代住職のスピーチを録音したビデオテープ(甲71)には、「この駒込大観音尊像は、仏教彫刻家D3氏が監修されまして、E3氏が制作されました。・・・そして、台座、光背等もF3、A1、C1氏の御協力を得まして見事に完成いたしましたものでございます。」との部分があるが、この部分は、先代住職は、本件原観音像の「制作」はE4が行い、原告は「台座、光背等」についての「御協力を得た者」の一人として認識していたことを示すものにすぎない。

なお、証人M2の供述中には、M2は、平成2年4月か、5月ころ、先代住職から、原告を紹介され、その際、先代住職は、原告がI家の仏師の一族の一人で、本件原観音像も原告によるところが非常にあったという話をしてきた旨の供述部分があるが、上記供述部分も、原告が本件原観音像の制作にいかなる関与をしたのかを具体的に裏付けるものではない。

ウ そうすると、本件原観音像の体内(躯体の内部)及び足ほぞの「A1」との墨書から、著作権法14条により、原告が本件原観音像の著作者と推定されるということとはできない。

(2) そして、本件全証拠によっても、原告が本件原観音像の制作に創作的に関与したことを認めるに足りない。

したがって、原告が本件原観音像の共同著作者であるものとは認められない。  
(3) 以上によれば、原告は、本件原観音像について著作者人格権及び著作権を有するものとはいえないから、これを有することを前提とする原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

3 D 4 及び E 4 の人格的利益の保護のための原状回復等請求の可否（争点 7）について

(1) D 4 の人格的利益の保護のための原状回復等請求

ア 原告は、著作物の原作品である本件原観音像の体部（躯体部）の内部の「大仏師監修 D 3」及び同足ほぞ部の「監修 D 3」との墨書によって、D 4（亡 D 2）の雅号である「D 3」が著作者名として通常の方法により表示されているから、D 4 は、著作権法 14 条に基づいて、本件原観音像の著作者（共同著作者）と推定される旨主張する。

前記争いのない事実等（前記第 2 の 2 (2)ウ）のとおり、本件原観音像の体内（躯体の内部）には、「大仏師監修 D 3」との墨書が、また、本件原観音像の足ほぞには、「監修 D 3」との墨書が施されている。

しかし、他方で、被告 C 2 の供述（乙 7 の陳述書を含む。）中には、D 4 は、昭和 6 2 年 5 月ころ、ぼけの症状がひどくなってきており、本件原観音像の制作作業に関与できる状態にはなく、本件原観音像の制作作業に関与していない旨の供述部分があること、D 4 は、本件原観音像の制作がされた昭和 6 2 年当時通院中であり、その後昭和 6 3 年 5 月下旬から通院不能となり、同年 7 月 2 9 日死亡したこと（前記 1 (2)ウ(キ)）に照らすと、「D 3」との上記墨書から、D 4 が本件原観音像の著作者と推定されることを妨げる証拠がある。

イ また、原告の供述（甲 3 7 の陳述書を含む。）中には、本件原観音像の仏頭部の制作は、D 4 が健康のころは D 4 が行い、D 4 がなくなってからはほとんど E 4 が行い、また、化仏の粗彫りは、D 4 と E 4 が行った旨の供述部分があるが、これと反対の趣旨の被告 C 2 の供述部分に照らし、採用することはできない。

他に D 4 が本件原観音像の著作者であることを認めるに足りる証拠はない。

ウ したがって、原告主張の D 4 の人格的利益の保護のための原状回復等請求は、いずれも理由がない。

(2) E 4 の人格的利益の保護のための原状回復等請求

ア E 4（亡 E 2）が、美術の著作物である本件原観音像の著作者であること、E 4 が平成 1 1 年 9 月 2 8 日に死亡したこと、被告光源寺が本件原観音像を本件観音堂内に祀り、参拝者等の公衆の観覧に供していたこと、被告らが、E 4 の死後である平成 1 5 年ころから平成 1 8 年ころまでの間に本件原観音

像の仏頭部をすげ替え、被告光源寺がそのすげ替え後の本件観音像を本件観音堂内に祀り、参拝者等の公衆の観覧に供していることは、前記争いのない事実等（第2の2）のとおりである。

本件原観音像は、木彫十一面観音菩薩立像であって、11体の化仏が付された仏頭部、体部（躯体部）、両手、光背及び台座から構成されているところ、11体の化仏が付された仏頭部が、著作者であるE4の思想又は感情を本件原観音像に表現する上で重要な部分であることは明らかである。

そうすると、本件原観音像の仏頭部のすげ替えは、本件原観音像の重要な部分の改変に当たるものであって、E4の意に反するものと認められるから、本件原観音像を公衆に提供していた被告光源寺による上記仏頭部のすげ替え行為は、E4が存しているとしたならばその著作者人格権（同一性保持権）の侵害となるべき行為（著作権法60条本文）に該当するものと認めるのが相当である。

イ(ア) これに対し被告光源寺は、E4が本件原観音像の仏頭部に満足しておらず、これを作り直すべきことを検討していたから、被告光源寺による本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、E4の「意を害しないと認められる場合」(著作権法60条ただし書)に当たり、同条本文による禁止の対象とはならない旨主張する。

しかし、本件において、E4が本件原観音像の完成後にその仏頭部を作り直すことを考えていたことを認めるに足りる証拠はない。

すなわち、被告C2の供述中には、仏頭部の粗彫りが完成した際、E4が先代住職に確認を求めたその場で、先代住職に対し、「お気に召さなければ作り直しでしょうか、と言いました」との供述部分があり、また、被告光源寺代表者（B3）の供述中には、先代住職とB3が昭和62年6月14日に本件工房を訪れた際、E4が先代住職に対し、粗彫りが出来上がった仏頭部について、「だみ声で、どうでしょう。お気に召さなかったら作り直しでしょうかねえ、というふうにおっしゃったのを覚えてます。」、E4は仏頭部の出来について、「作り直しでしょうかという言葉からすると、満足なさっていないのではないかと思います。」との供述部分がある。

しかし、他方で、昭和63年8月23日から1週間、化仏がつけられた仏頭部が、日本橋三越百貨店で開催された第35回仏教美術彫刻展に出展されているが（前記1(2)ウ(ク)）、仏師であるE4が自ら制作した作品である仏頭部の出来について満足せず、あるいはこれを作り直すつもりでいたとすれば、仏教美術彫刻展に出展することを差し控えるのが自然であること、平成5年5月18日に執り行われた本件原観音像の開眼法要（開眼落慶法要）の際に、E4は、本件原観音像の制作について、「・・・一生懸命やり



ました。出来映えはまあまあというところだと思います。」と挨拶していること(甲71), 被告C2及び被告光源寺代表者の上記各供述部分は, E4が粗彫りが出来上がった仏頭部について「お気に召さなければ作り直ししましょうか」あるいは「お気に召さなかったら作り直ししましょうかねえ」と発言したというものであって, その発言は, 本件原観音像の制作途中の段階のものであり, 完成した本件原観音像の仏頭部について作り直す意向を示したものとはいえないこと, 上記開眼法要(開眼落慶法要)が執り行われた平成5年5月18日以降, E4が死亡した平成11年9月28日までの間に, E4が本件原観音像の仏頭部を作り直す意向を示したことをうかがわせる証拠はないことに照らすならば, 被告C2及び被告光源寺代表者の上記各供述部分からE4が本件原観音像の完成後にその仏頭部を作り直すことを考えていたものと認めることはできず, 他にこれを認めるに足りる証拠はない。

そうすると, 被告光源寺による本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為がE4の「意を害しないと認められる場合」に当たる旨の被告光源寺の上記主張は, 採用することができない。

(イ) また, 被告光源寺は, 被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は, 「やむを得ないと認められる改変」(著作権法20条項4号)に該当し, 本件原観音像についての同一性保持権侵害に当たらない旨主張しているので(前記第3の2(2)), 念のためこの点についても判断する。

被告光源寺は, 本件原観音像は, 本件観音堂に祀られた本件観音像を下から見上げる拝観者の眼差しと本件原観音像の眼差しとが合わさらなかったことから, E4が, 本件原観音像が下を向くように, 強引に眼球面を彫刻した結果, 上まぶたが仏像の慈悲の表現を表す「半眼」にならず, しかも, 下から見上げると, 本件原観音像は, 驚いたように又はにらみつけるように眼を見開いた表情になってしまった, 開眼法要後の観音像は, 信仰の対象たる存在となり, その表情は, 拝観者らの信仰, ひいては, 憲法で保障される信教の自由が具体化されるプロセスにおいて, 極めて重要な意義を有しているところ, 被告光源寺は, 本件原観音像の開眼落慶法要(開眼法要)以降, 本件原観音像の表情について, 信者や拝観者から, 「駒込大観音を拝むと違和感を覚える」などの苦情や, 檀家総代から「大変申し訳ないが, せっかくの観音様がこれでは, 光源寺へお参りするのにもためらってしまいます。なんとかなりませんか。」という要望が被告光源寺に多く寄せられるようになった, 被告光源寺は, 平成6年ころ, E4に対し, 本件原観音像の左右の目の修繕を依頼したところ, E4は, 原告を派遣して, 本件原観音像の目の修繕を行わせたが, 左右の目のバランスは直らず, 本件原観音像の表情を修繕することはできなかった, 被告光源寺は, 上記修繕後も, 依然として, 信

者や拝観者らから「駒込大観音を拝むと違和感を覚える」という苦情や「せっかくの観音様ですので、何とかありませんか」という要望が多数寄せられたため、信者や拝観者らの信仰心を尊重し、本件原観音像の仏頭部をすげ替えるのもやむを得ないと考え、平成15年ころ、原告に対して、その旨説明した上で、仏頭部のすげ替えを了承するよう求めたが、原告は、被告光源寺の説明を真摯に聞こうともせず、上記依頼を拒絶した、被告光源寺は、原告の態度から、仏頭部のすげ替えを了承してもらうことは不可能であると考えに至ったが、本件原観音像が信仰の対象である以上、信者や拝観者の意向を無視して放置することもできなかつたため、やむを得ず、被告C2に対して、新たな仏頭部を作成するよう依頼して、本件原観音像の仏頭部をすげ替えた、被告らは、仏頭部のみをすげ替えたものであり、そのすげ替えも光背などは取り替えず必要最小限に留めている、以上の「ないし」によれば、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、その目的や態様、著作物が信仰の対象という特殊性があること等に照らし、「やむを得ないと認められる改変」に該当する旨主張する。

しかし、被告光源寺の主張は、以下のとおり理由がない。

- a まず、弁論の全趣旨によれば、本件原観音像の像高と本件観音堂の奥行きとの関係等から、下から見上げる拝観者の眼差しと本件原観音像の眼差しとが合わさらなかったことが認められるが、これを是正するため、E4が本件原観音像が下を向くように強引に眼球面を彫刻したとの点については、これを認めるに足る証拠はない。
- b 次に、被告光源寺代表者の供述中には、本件原観音像の完成後、檀家や信者から、「お顔がよろしくない、目が怖いというような指摘を幾つも頂きました。」、檀家総代のPからは「観音様のお顔、特に目がよくないということ何回も指摘されました。」、目を修繕した後も、檀家や信者から同様の指摘を受けた、そのほか近隣大檀家から、目についてお顔についてよくないと意見を伺った旨の供述部分がある。

他方で、証人M2の供述中には、光源寺の檀家であるM2は、先代住職から本件原観音像の表情や眼差しについて不満めいた話を一切聞いたことはなく、檀家や近隣住民、一般参拝者から本件観音像の表情に対する不満や否定的な意見を聞いたことはない旨の供述部分があること、被告光源寺代表者の供述中にも、すげ替えを決定した際に、すげ替えるかどうかについて檀家や近隣住民に相談したり、意見を求めたかとの原告代理人からの質問に対し、「お寺としてそういうことを皆さんに広く問うものではないと考えましたので、既に伺っておりますので、広く皆さんの意見をあえて伺うことはせず、I様をもともと紹介して下さった大円寺の住職に

首を作り替えることについて相談し、同意を頂きました。」と答えた供述部分があることに照らすと、光源寺の檀家や信者の中に、本件原観音像の表情や眼差しについて苦情等を持つ者が相当数存在していたかどうかはともかくとして、平成5年5月18日の本件原観音像の開眼落慶法要（開眼法要）以降平成15年ころまでの約10年間信仰の対象となっていた本件原観音像について、光源寺の檀家や信者の多くが、その仏頭部をすげ替えることを要望していたとまで認めることはできない。

c そして、本件原観音像のすげ替え前の仏頭部は、別紙写真目録記載の右側の写真（3枚）のとおりであり、そのすげ替え後の仏頭部は、同目録記載の左側の写真（3枚）のとおりであるところ、信仰の対象という観点から、上記各仏頭部の優劣を評価することは困難であり、仏頭部のすげ替え前の本件原観音像の表情等が信仰の対象として相応しくないと断定することはできない。

d 以上によれば、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為が「やむを得ないと認められる改変」に該当するとの被告光源寺の主張は、採用することができない。

ウ 著作権法116条1項は、著作者の死後においては、その遺族は、当該著作者について故意又は過失により同法60条に違反する行為をした者に対し、同法115条の請求をすることができる旨定めている。

E4には配偶者及び子はいないこと、E4の父D4及び母亡G2は、E4の死亡前に既に死亡していること、原告は、E4の弟であることは、前記争いのない事実等（第2の2）のとおりである。

そうすると、原告は、本件原観音像の著作者であるE4の弟であって、E4の「遺族」（著作権法116条1項）に当たるから、同条項により、E4について故意又は過失により同法60条に違反する行為をした者に対し、同法115条の請求をすることができる。

ところで、著作権法115条は、著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる」と規定している。

同条は、その文言上、著作者が、故意又は過失によりその著作者人格権を侵害した者に対し、「著作者であることを確保」するために適当な措置、「訂正」するために適当な措置又は「その他著作者の名誉若しくは声望を回復」するために適当な措置の3種類の措置を請求することができることを定めたものと解され、「その他著作者の名誉若しくは声望を回復」するために適当

な措置とは別類型である「訂正」するために適当な措置を請求するに当たっては、著作者の名誉又は声望が毀損されたことを要件とするものではないと解される。

そして、著作者人格権（同一性保持権）の侵害行為により改変された著作物の原作品を侵害前の原状に回復することは「訂正」に当たり、その必要性及び実現可能性があれば、著作者は、「訂正」するために適当な措置として、当該原状回復を請求することができるものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件原観音像は、木彫十一面観音菩薩立像であって、美術の著作物の原作品であり、11体の化仏が付された本件原観音像の仏頭部は、著作者であるE4の思想又は感情を本件原観音像に表現する上で重要な部分であること、被告光源寺は、被告C2に依頼して、仏頭部を新たに制作し、これを本件原観音像の仏頭部とすげ替えることによって、E4が存しているとしたならばその著作者人格権（同一性保持権）の侵害となるべき行為を行ったものであり、被告光源寺には故意又は過失があること、

仏頭部のすげ替え後の本件観音像は本件観音堂内に祀られ、参拝者等の公衆の観覧に供されており、それがE4の意に反することは明らかであること、

本件原観音像から取り外した仏頭部（すげ替え前の仏頭部）は、被告らによってその原形のままの状態で保管されており、これを本件観音像に取り付けてすげ替え前の本件原観音像の状態に戻すことは可能であること（弁論の全趣旨）を総合すれば、本件観音像について、その仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部（本件原観音像の仏頭部）に原状回復することの必要性及び実現可能性があるものと認められる。

したがって、原告は、E4の遺族として、著作権法116条1項、115条に基づき、被告光源寺に対し、訂正するために適当な措置として、本件観音像について、その仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部（本件原観音像の仏頭部）に原状回復することを求めることができるというべきである。

エ(ア) 原告は、E4の遺族として、著作権法116条1項、115条に基づき、被告光源寺に対し、本件観音像について、その仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部（本件原観音像の仏頭部）に原状回復するまでの間、一般公衆の観覧に供することの停止を請求できる旨主張する。

しかし、前記ウのとおり、上記原状回復そのものを請求することができる以上、本件観音像を公衆の観覧に供することの停止請求を認める必要性はなく、原告主張の上記停止請求は、著作権法115条にいう「適当な措置」に当たらないと解される。

したがって、原告の上記主張は、理由がない。

(イ) 原告は、E4の遺族として、著作権法116条1項、112条1項に

基づき、被告光源寺に対し、本件観音像について、その仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部（本件原観音像の仏頭部）に原状回復するまでの間、一般公衆の観覧に供することの停止を請求できる旨主張する。

著作権法116条1項は、著作者の死後においては、その遺族は、当該著作者について同法60条に違反する行為をする者に対し、同法112条の請求をすることができる旨定めている。

しかるに、著作権法112条1項は、著作者人格権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができることを定めたものであるところ、被告光源寺による上記仏頭部のすげ替え行為は、前記アのとおり、E4の意に反する改変に当たり、E4が存しているとしたならばその著作者人格権（同一性保持権）の侵害となるべき行為に該当するが、他方で、被告光源寺が仏頭部のすげ替え後の本件観音像を公衆の観覧に供していることは、上記改変後の行為であって、E4の著作者人格権（同一性保持権）の侵害となるべき行為に当たるものとは認められないから、同条項により、原告が本件観音像を公衆の観覧に供することの停止請求をすることはできないものと解される。

したがって、原告の上記主張は、理由がない。

オ 以上によれば、原告主張のE4の人格的利益の保護のための原状回復等請求は、本件観音像について、その仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部（本件原観音像の仏頭部）に原状回復することを求める限度で理由がある。

4 E4の遺族としての謝罪広告請求の可否（争点8）について

(1) 原告は、本件原観音像の著作者であるE4の遺族として、著作権法116条1項により、同法115条の請求をすることができることは、前記3(2)ウのとおりである。

ところで、著作権法115条にいう「著作者の名誉若しくは声望」は、著作者がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉又は声望を指すものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情を含まないものであり、著作者の社会的名誉又は声望が毀損された事実があり、かつ、その回復のために謝罪広告の必要性がある場合に限り、当該著作者は、同条にいう「名誉若しくは声望を回復」するために適当な措置として、謝罪広告を請求することができるものと解される（最高裁昭和45年12月18日第二小法廷判決・民集24巻13号2151頁、最高裁昭和61年5月30日第二小法廷判決・民集40巻4号725頁参照）。

これを本件についてみるに、E4は、平成5年5月18日に執り行われた開眼法要（開眼落慶法要）の際に、本件原観音像の制作者として紹介され、出席

者の前で挨拶していること（甲71）、平成7年6月15日発行の宗教工芸新聞（甲1）の記事において、「仏師E3師」との見出しの下に、E4が本件原観音像の制作者として紹介され、「東京駒込光源寺大観音（E3）」と付された、本件原観音像の写真が掲載されていること（前記1(5)イ）からすれば、E4が死亡した平成11年9月28日から9年以上が経過した本件口頭弁論終結日（平成21年3月17日）の時点においてもなお、光源寺の檀家、信者や仏師等仏像彫刻に携わる者の間において、E4は「駒込大観音」を制作した仏師として知られているものと推認することができ、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、E4が存しているとしたならば仏師としてのE4の名誉感情を害するものであることは想像に難くはないというべきである。

しかし、他方で、光源寺の現住職のB3は、本件原観音像の仏頭部のすげ替えの事実を被告C2との間で秘匿することとし、公表しなかったこと（前記1(6)ア）及び本件審理の経過からすれば、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替えの事実、本件口頭弁論終結日の時点では、本件訴訟の関係者及びその協力者、光源寺の檀家及び信者の一部等の限られた範囲の者にしか知られていないものとうかがわれること、被告らが本件原観音像の仏頭部をすげ替えるに至った経緯に照らすならば、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為によって、E4が社会から受ける客観的な評価の低下を来し、その社会的名誉又は声望が毀損されたものとまで認めることはできない。

また、仮にE4のその社会的名誉又は声望が毀損されたと認める余地があるとしても、前記3(2)のとおり、本件においては、E4の人格的利益の保護のための措置として、被告光源寺に対し、本件観音像について、その仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部（本件原観音像の仏頭部）に原状回復することを求めることができる以上、E4の社会的名誉又は声望を回復するために謝罪広告請求を認める必要性はなく、原告主張の謝罪広告請求は、著作権法115条にいう「適当な措置」に当たらないと解される。

(2) したがって、E4の遺族としての原告の謝罪広告請求は、理由がない。

## 5 結論

以上によれば、原告の請求は、被告光源寺に対し、E4の遺族として本件観音像について、その仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部（本件原観音像の仏頭部）に原状回復することを求める限度で理由があるからこれを認容することとし、被告光源寺に対するその余の請求及び被告C2に対する請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、仮執行宣言は相当でないからこれを付さないこととし、主文のとおり判決する。

### 【知財高裁の判決主文】

- 1 原判決を，以下のとおり変更する。
- 2 一審被告らは，一審原告に対し，別紙広告目録記載第1の広告を，同目録記載第2の要領で，掲載せよ。
- 3 一審原告のその余の各請求をいずれも棄却する。
- 4 当審において追加的に変更された一審原告の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は，第一，二審を通じて，これを5分し，その1を一審被告らの，その余を一審原告の負担とする。

### 【知財高裁の判断】

#### 1 事実経緯について

本件原観音像及び本件観音像が制作された経緯の詳細は，以下のとおりである。

前記争いのない事実等と証拠（甲1ないし21，25ないし34，37，43ないし50，54ないし69，71，乙1ないし32，35ないし37（枝番号の表記を省略する。），証人K，証人D，原告，被告光源寺代表者，被告Y）及び弁論の全趣旨を総合すると，以下の事実が認められる。

(1)ア 亡T（明治34年2月7日生）は，仏像彫刻を業とする仏師（雅号・「T」）であり，東京都中野区内の自宅兼工房（本件工房）に居住していた。

亡T（T）とその妻亡Lは，長男亡R（大正15年2月18日生），二男J（昭和5年1月2日生）及び三男原告（昭和9年1月23日生）の3人の子を儲けた。亡Lは，昭和61年7月23日に死亡した。

亡R及びJは，いずれも仏像彫刻を業とする仏師（亡Rの雅号・「R」，Jの雅号・「J」）であり，本件工房で，Tと同居していた。R（R）に配偶者及び子はいない。

原告は，昭和43年3月12日に留学先（国立パリ美術学校彫刻科）のフランスで婚姻した後，同年中に帰国し，茨城県取手市内に居住し，自身のアトリエを設け，そこで彫刻をするようになった。原告は，Tから仏像彫刻の指導を受けた後，現代彫刻及び仏像彫刻を業としている。

原告は，昭和52年，墨田区本所に所在する華嚴寺の閻魔大王像を制作したほか，昭和55年ころ，千葉県所在の泉養寺の薬師如来像を制作するなどした。

N家では，共同で仏像を制作することがあり，昭和48年に開眼した妙西寺の釈迦如来座像は，これを紹介するリーフレットにおいて，T，R，J，原告4名の制作とされ，昭和62年ころ制作された妙西寺の不空絹索観音像の光背の裏側には，「謹刻者」として，T，R，J，原告ほか1名の名が記

載されている。

イ 被告光源寺は、東京都文京区内で浄土宗の寺院である光源寺を管理、運営する宗教法人である。

光源寺には、江戸時代の元禄10年(1697年)に造立された、像高2丈6尺(約7.9メートル)の木彫十一面観音菩薩立像(旧大観音像)を祀る観音堂があった。旧大観音像は、奈良県長谷寺の本尊である十一面観音菩薩立像(長谷寺式十一面観音像)の様式・特徴を備えた仏像であり、江戸時代から「駒込大観音」として広く人々の信仰を集めていた。

旧大観音像は、昭和20年5月25日の東京大空襲により観音堂とともに焼失した。

光源寺の住職であったM(先代住職)は、旧大観音像の焼失後、「駒込大観音」の再建を念願していた。

ウ 被告Y(昭和28年11月12日生)は、昭和48年ころから約6年間、昭和54年に文化勲章を受章した彫刻家Wに師事して彫刻造形を学んだ後、昭和55年ころ亡R(R)の弟子となり、伝統的な仏像彫刻を学び、また、本件工房でRやTの仕事を手伝うようになった。また、Dは、浄土宗智香寺の僧侶であるが、昭和61年6月ころRの弟子となり、そのころから昭和62年6月ころまでの約1年間、本件工房でRや兄弟子の被告Yの仕事を手伝っていた。

(2)ア 先代住職は、昭和62年1月ころ、「駒込大観音」及びこれを安置する観音堂の再建を決意し、Rに対して、「駒込大観音」の再建を依頼した。

Rは、まず、縮尺5分の1の下図(乙36)を作成した上、同年2月ころ、本件原観音像の設計図(乙8の2,3参照)を作成し、これを基に本件原観音像の材料となる檜材の必要量を算出し、その檜材の代金の見積りを得た後、被告光源寺に対し、本件原観音像の制作費の概算額を示した。

被告光源寺は、Rが示した上記制作費の概算額を了承した。

イ(ア) 昭和62年5月ころ、本件原観音像の材料となる檜材が本件工房に搬入された。

先代住職は、同年5月5日午前10時ころ、先代住職の妻、当時副住職であったA(現住職で、現在の被告光源寺代表者)及びその妻とともに、本件工房を訪れた。Aは、その際、本件工房内に積み上げられた檜材の写真(乙8の1)等を撮影した。

被告Y及びDは、そのころから、本件工房で、檜材を寄せ合わせて木塊の制作にとりかかり、Rは、その木塊を仏頭とする彫刻(粗彫り)を開始した。

本件原観音像は、戦後制作された最も大きな仏像の一つであるが、Rが、このような規模の仏頭を制作したのは、初めてであった。これは、Tが健康



であったころは、大規模の仏像については、Tが仏頭部を担当していたからである。

大観音像の場合、仏頭の顎を引いて、見上げる拝観者に頷く表情とすべきところ、Rは、そのような点を考慮せず、顎を引かずに眼差しのみを下に向けるようにしたため、本件原観音像では、仏像の顔の表情に無理が生じ、下から見上げると半眼にならず、驚いたような眼差しの表情になった。

Rは、原観音像の光背の制作については、被告Yに任せ、Yが、図面を描き、彫刻を施して、完成させた。また、本件原観音像の体部は、主に被告Yが、Rの指示の下に制作した。

(イ) 先代住職は、Rから仏頭部の粗彫りが完成したので確認して欲しい旨の連絡を受け、昭和62年6月14日午後3時ころ、先代住職の妻、A及びその妻子とともに、本件工房を訪れた。先代住職は、その際、T及びRの面前で、粗彫りされた仏頭部の内割り部(内部)に梵字、「駒込大観音」の文字等を墨書した。

Aは、先代住職が仏頭部に墨書を行っている最中の写真(乙9の1の1ないし1の5)、仏頭部及びその墨書の写真(甲6)、仏頭部をほぼ中央に挟んで、先代住職、T及びRの3人が入った写真(甲7)等を撮影した。

ウ(ア) 先代住職は、昭和62年7月24日、Aとともに、本件工房を訪れた。Aは、その際、仏頭部が体部に差し込まれた写真(乙10)を撮影した。その体部は胸部まで彫り進められていた。

(イ) 先代住職は、昭和62年8月25日、先代住職の妻、A及びその妻子とともに、本件工房を訪れた。Aは、その際、仏頭部が体部に差し込まれた写真、Rが作業用に組まれた足場の上で仏頭部及び体部に向かって彫刻作業のポーズをとった写真(乙11の1)、足場の上で彫刻作業のポーズをとったRを背景に、先代住職及びその妻、Aの妻子の5人が入った写真(甲25)を撮影した。

(ウ) 先代住職は、Rから体部の粗彫りが出来上がってきた旨の連絡を受け、昭和62年10月20日午後3時ころ、先代住職の妻、A及びその妻子とともに、本件工房を訪れた。Aは、その際、粗彫りされた体部に仏頭部及び上腕部(肩から肘まで)が取り付けられた仏像を背景に、先代住職及びその妻、Aの妻子、Rの5人が入った写真(乙12の2)等を撮影した。

(エ) 先代住職は、Rから腕を彫り進めている旨の連絡を受け、昭和63年1月10日午前中に、Aとともに、本件工房を訪れた。Aは、その際、体部に仏頭部及び腕部(肩から指先まで。以下同じ。)が取り付けられた仏像を背景に、先代住職及びRの2人が入った写真(乙13の2)等を撮影した。

(オ) 先代住職は、Rから仏頭部に設置する化仏を彫刻した旨の連絡を受け、

昭和63年4月8日、写真家のHとともに、本件工房を訪れた。先代住職は、その際、体部に仏頭部及び腕部が取り付けられた仏像の各部位、彫刻途中の化仏の写真(乙22)を撮影した。

(力) 先代住職は、昭和63年6月20日、毎日新聞社の記者から、駒込大観音の再建の件で取材を受けた。

その後、同月22日発行の毎日新聞(甲4)に、「光源寺の『駒込大観音』復興」の大見出し、「空襲で焼失住職の努力実り制作中」等の小見出しの下に、大観音を制作中である旨の記事が掲載された。

前記記事には、「制作は仏像彫刻家のRさん・・・に依頼。昨年五月に木曾ヒノキをRさんのアトリエに運び込み、同六月から弟子二人とともに彫り続けている。像の高さは十二尺(三・六三メートル)。台や光背も入れると十七尺(五・一五メートル)。旧像と同じ十一面観音像で、右手に錫杖(しゃくじょう)、左手に蓮華(ハスの花)を持つ。六十四年十月の完成を目指す。ウルシ塗り、金箔を配した観音像が姿を現す予定だ。・・・観音像を安置する御堂も建設するため、開眼はその後の四、五年先になる。」等の文章が掲載されている。また、上記記事には、「寄せ木造りの手法で作られる観音像とRさん」との説明が付された、体部に仏頭部及び腕部が取り付けられた仏像と同仏像に向かって彫刻作業のポーズをとったRの写真が掲載されている。

(キ) Tは、腎性高血圧症等で通院治療を受けていたところ、昭和63年5月下旬から通院不能となり、同年7月29日、死亡した。

その後、同年8月9日発行の中外日報(甲5)に、「よみがえる「駒込大観音」浄土宗光源寺」、「最後の空襲で焼失」、「A住職復興へ悲願43年」、「仏像彫刻家R氏精魂こめて制作」等の見出しの下に、「駒込大観音」を再建中である旨の記事が掲載された。前記記事には、「寄せ木造りで作られる「駒込大観音」」との説明が付された、体部に仏頭部及び腕部が取り付けられた仏像の写真、粗彫りされた仏頭部をほぼ中央に挟んで、先代住職、T及びRの3人が入った写真(甲7)が掲載されている。

(ク) 先代住職は、Rから仏頭部に化仏をつけた旨の連絡を受け、昭和63年8月11日午後1時ころ、先代住職の妻及びHとともに、本件工房を訪れた。Hは、その際、化仏がつけられた仏頭部及び腕部が取り付けられた仏像の正面及び背面の写真(甲27、28)、同仏像を背景に、先代住職及びその妻、R、J、被告Yの5人が入った写真(甲26)を撮影した。

その後、同月23日から1週間、化仏がつけられた仏頭部が、日本橋三越百貨店で開催された第35回仏教美術彫刻展に出展された。

(ケ) 先代住職は、Rから光背をほぼ彫り終わった旨の連絡を受け、平成元

年1月28日午後2時ころないし3時ころ、先代住職の妻、A及びその妻子とともに、本件工房を訪れた。Aは、その際、光背の写真(乙14の1)、光背を背景に、先代住職及びその妻、Aの妻子、R、J、被告Yの7人が入った写真(乙14の3)を撮影した。

エ Rは、平成元年5月6日、脳梗塞を発症して倒れ、同日から同年6月24日までの間入院した。

その間の6月14日、先代住職は、妻とともに、本件工房を訪れた。

先代住職は、その際、内割りされた体部(躯体)の内部に、梵字、「願天下和順莊嚴国土」の願文等を墨書(甲9)した。先代住職が墨書を行っている様子は、写真撮影された。その写真中には、先代住職の様子を見ているJが写り込んだ写真(甲30)がある。

なお、上記体部の内部に、「大佛師監修T」、「制作者R J X」が墨書(甲10)されたが、原告により記載されたものである。また、上記体部の内部の「X」の墨書部分の左側の「弟子Y」との墨書(甲10)については、このうち、「Y」の墨書部分は被告Yが、「弟子」の墨書部分は、原告がそれぞれ記載したものであった。Rは、入院中又は退院後に、原告が体部の内部に墨書したことについて、不満を述べることはなかった。

原告は、本件原観音像の制作が開始された後、少なくとも1か月に2回程度は本件工房を訪れ、2階のアトリエで自己の作品を制作したりするなどしていたが、昭和63年5月下旬ころTの体調が悪化し、その後、同年7月29日、Tが死亡するまでの間は、頻繁に本件工房を訪れていた。

また、原告は、本件工房を訪れた際には、本件工房1階の本件原観音像の制作の状況を見て、その様子を把握していた。原告は、Rの入院期間中に、本件工房を訪れた際に、被告Yに対し、横に寝かせてある観音像の足の部分を指さして、「ここを仕上げてください」と依頼したことがあったが、被告Yは、「あなたにそのようなことを言われる筋合いはない」と述べて、原告の依頼を拒絶した。

オ(ア) 被告Yは、平成元年9月ころ、Rから独立し、千葉県佐倉市内に工房を開設した。その後、被告Yは、本件原観音像の制作作業に関与することはなかった。

(イ) 先代住職は、Rから彫刻が終了した旨の連絡を受け、平成元年10月10日午後2時ころ、Aとともに、写真を撮る目的で本件工房を訪れた。

Aは、その際、仏頭部に化仏をつけ、右手に錫杖を持った仏像(本件原観音像)の写真(乙30の2、31の2)を撮影した。

その後、Aから写真撮影の依頼を受けたHは、同年10月ころ、本件工房を訪れ、仏頭部に化仏をつけ、右手に錫杖、左手に蓮華をそれぞれ持ち、台

座の上に立った姿勢の仏像（本件原観音像）と同仏像用の光背とを並べた構図の写真（甲11の1枚目）を撮影した。その後、先代住職は、平成3年ころ、Hが撮影した上記写真を裏面に印刷したはがき（甲11）を作成した。（ウ）平成元年10月10日を最後に、先代住職及びAが本件原観音像の制作状況の確認のため本件工房を訪れることはなかった。

また、先代住職及びAが上記制作状況の確認のため本件工房を訪れた際、Rが入院中の平成元年6月14日（前記エ）を除き、原告と会ったことはなかった。

カ(ア) 先代住職は、株式会社竹澤古典建設設計事務所（以下「竹澤事務所」という。）に対し、本件原観音像を安置する観音堂の新築工事の見積りを依頼していたところ、竹澤事務所から、新築工事費用を合計3億5000万円とする平成元年4月8日付け概算書及び設計図面（乙37）の提出を受けた。

先代住職は、同年ころ、光源寺の檀家であるK（以下「K」という。）に対し、上記概算書及び設計図面を見せて相談した結果、本件原観音像を安置する観音堂の新築工事の設計及び施工監理をKに依頼した。

その後、先代住職は、平成2年1月15日ころ、Kとの間で、本件原観音像の漆塗り・金箔貼り作業を行うための工房（本件漆塗り工房）を建設するための打合せをした。Kは、本件漆塗り工房（プレハブ建物）の建設の手配をした。

(イ) 平成2年3月12日、本件原観音像が本件工房から搬出されて光源寺の境内に建設された本件漆塗り工房に搬入され、塗師（漆塗り職人）によって、本件原観音像の漆塗り・金箔貼り作業が開始された。

先代住職は、同日、本件原観音像の本件漆塗り工房への搬入を記念する法要を執り行った。R及び被告Yは、前記法要に出席したが、J及び原告は出席しなかった。

その法要の際、寝かせた本件原観音像の体部を前方に配して、出席者の記念写真が撮影された。その記念撮影（乙3）に写された本件原観音像の足ほぞには、「監修T」、「制作者R J X Y」との墨書があった。この墨書は、昭和63年ころないし平成元年ころ、Rによって記載されたものであった。

(3)ア 平成5年ころ、Kの設計及び施工監理に係る本件原観音像を安置するための観音堂（本件観音堂）が、光源寺の境内に完成した。本件観音堂の壁面には、陶器製のレリーフが設置されているところ、同レリーフは、原告がKの依頼を受けて制作したものであった。

イ 原告は、平成5年5月ころ、漆塗り・金箔貼り作業が完了した本件原観音像から仏頭部を取り外して本件工房に持ち帰り、本件原観音像の眼の彩色、

書き入れ作業を行った後、その仏頭部を本件原観音像の体部に再び取り付け  
た。

その後、同月ころ、制作作業がすべて完了した本件原観音像が、本件漆塗  
り工房から本件観音堂に搬入され、本件観音堂内に安置された。その際、本  
件原観音像を背景に、先代住職及びその妻、A及びその妻子、R、原告、塗  
師等が入った写真（甲31）が撮影された。

ウ(ア) 先代住職は、平成5年5月18日、本件原観音像の開眼法要（開眼落  
慶法要）を執り行った。R、J、原告及び被告Yは、前記法要に出席した。  
前記法要の際、本件観音堂の前で、先代住職及びその妻、A及びその妻、R、  
J、原告、被告Y、K等が入った記念写真（甲12）が撮影された。

(イ) 本件観音堂に安置された本件原観音像は、前記(ア)の法要後、一般に  
公開され、檀家や一般の参拝者によって参拝されるようになった。

(4) 原告は、平成6年7月18日、本件原観音像の両眼の補修作業を行った。  
Aは、その補修結果に満足せず、再補修を要望した。原告は、同月20日まで  
に、本件原観音像の眼の再補修を行った。

(5)ア 先代住職は、平成6年12月26日、死亡した。その後、Aは、光源  
寺の住職となり、また、平成7年2月23日、被告光源寺の代表役員に就任  
した。

イ 平成7年6月15日発行の宗教工芸新聞（甲1）に、「名工をたずねて  
（東京）」との記事の中で、「江戸仏師は五代目」、「仏師R師」との見出しの  
下に、Rが紹介された。前記記事には、「最近の大作としては駒込大観音を  
仕上げたこと。台座から后背まで八メートル、総金箔張という巨大な仏像で  
ある。製作には2年半を費し、一昨年、開眼式を行った。常に仕事を共に続  
ける弟・J師、X氏（行動美術会員）は大きな支えとなった。」との文章や、  
「東京駒込光源寺大観音（R）」と付された、本件原観音像の写真が掲載さ  
れている。

ウ Jは、平成10年、病気のため仏師を廃業した。

その後、Rは、平成11年9月28日に死亡した。

エ 現住職のAは、平成12年11月26日、先代住職の七回忌法要を執り行  
った。原告は前記法要に出席したが、J及び被告Yは出席しなかった。

前記法要の後の会食の席次表（甲44）には、原告について「再建駒込大  
観音の共同彫刻家」と記載されていた。

(6)ア 現住職のAは、本件観音堂に安置された本件原観音像は目を見開いた  
表情であって、参拝場所から本件原観音像を見上げると、驚いたような又は  
睨みつけるような眼差しに見えるため、その表情にかねてから強い違和感を  
感じていたところ、檀家や一般の参拝者からも、本件原観音像の表情に違和

感を覚える旨の苦情や慈悲深い表情とするよう善処を求める旨の要望を受けていた。

現住職のAは、平成15年ころ、被告Yに相談したところ、本件原観音像の表情を変えるには、眼の部分だけを彫り直す方法や顔の前面を彫り直す方法などが考えられるが、失敗する可能性もあり、そのリスクを考えると、新たに仏頭部を作り直した方がよい旨の助言を受け、仏頭部の作り直しを決意した。現住職のAは、同年ころ、原告に対し、本件原観音像の仏頭部の作り直しを被告Yに依頼する考えでいる旨伝えたところ、原告は、仏頭部の作り直し自体を拒絶した。

そこで、Aは、被告Yに仏頭部の作り直しを依頼し、依頼を受けたYは、同年ころから平成18年ころまでの間に、仏頭部を新たに制作し、この仏頭部を本件原観音像の仏頭部とすげ替えた。すげ替え後の観音像（本件観音像）が本件観音堂で一般の観覧に供された。すげ替え前の仏頭部は、判決別紙写真目録記載の右側の写真（3枚）のとおりであり、すげ替え後の仏頭部は、同目録記載の左側の写真（3枚）のとおりである。本件原観音像から取り外した仏頭部（すげ替え前の仏頭部）はその原形のままの状態、本件観音堂に保管、安置されている。Aは、前記すげ替えの事実を、公表せず、また、原告に知らせることもなかった。

イ(ア) 原告は、平成18年10月ころ、本件原観音像の仏頭部がすげ替えられた本件観音像が本件観音堂に祀られて一般の観覧に供されていることに気づいた。

(イ) 原告の代理人弁護士は、平成18年10月18日到達の内容証明郵便（甲15の1，2）で、被告光源寺に対し、本件原観音像の仏頭部のすげ替えは、本件原観音像の共同制作者である原告の著作者人格権を侵害するとして、本件観音像の仏頭部について原状回復の措置を講じるよう要求する旨の通知をした。

被告光源寺は、同年10月27日付け書面（甲16）で、原告の代理人に対し、檀家、参拝者からの本件原観音像の「お顔」に対する批判はおさまることなく、「駒込大観音」が信仰の対象であるということにかんがみ、「お顔」を変える決断をした、本件原観音像の仏頭部は大切に保管している、「信徒の皆さま」の希望が強ければ元のとおりに戻すことはやぶさかではないが、現状を認めていただくようお願いする旨の通知をした。

(ウ) 原告の代理人弁護士は、平成18年11月18日到達の内容証明郵便（甲17の1，2）で、被告光源寺に対し、同年12月末日までに、本件観音像の仏頭部について原状回復の措置を講じるよう要求する旨の通知をした。

また、原告の代理人弁護士は、同年11月18日到達の内容証明郵便（甲

18の1, 2)で, 被告Yに対し, 同内容証明郵便到達後1週間以内に, 被告Yが仏頭部のすげ替けを行った経緯の説明及び原告らに対する謝罪文の送付を求める旨の通知をした。

(エ) 被告Yは, 平成18年12月14日付け書面(甲19)で, 原告の代理人に対し, 本件原観音像の仏頭部を彫刻したのは亡R(R)であるが, 本件原観音像の「尊顔」が悪相であり, 慈悲深い相貌ではなかったため, 亡R自身が「尊顔」を作り直す願いを持っていた, 被告Yは, 亡Rの願いをかなえるため, 亡Rの名代として, 新たな仏頭部を制作するに至った旨返信した。

ウ 原告は, 平成19年9月13日, 本件訴訟を提起した。

2 原告の共同著作者性(争点1), 原告の同一性保持権侵害に基づく差止等請求の可否(争点2), 原告の法115条に基づく原状回復等請求の可否(争点3), 原告の著作者人格権のみなし侵害に基づく措置請求の可否(争点4), 二次的著作物の原著作物の著作者としての展示権侵害に基づく差止等請求の可否(争点5), 原告の著作者人格権侵害及び著作者人格権のみなし侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の可否(争点6), 原告の著作者人格権侵害及び著作者人格権のみなし侵害の不法行為に基づく謝罪広告請求(訂正広告請求を含む。)の可否(争点8)について

原告が本件原観音像を創作したことを根拠とする請求の当否について, 判断する。

#### (1) 事実認定

本件原観音像の体内(躯体の内部)に, 「大佛師監修T」, 「制作者R J X 弟子Y」との墨書が, また, 本件原観音像の足ほぞには, 「監修T」, 「制作者R J X Y」との墨書が記載されていることは, 当事者間に争いが無い。

しかし, 本件において, 原告が, 本件原観音像の木彫作業がほぼ完成した平成元年9月までの間に, 本件原観音像の制作作業に関与した事実を裏付ける証拠は, 原告が制作作業に関与したとする供述及び陳述書があるのみで, 他に客観的な書証, 供述, 証言等は存在せず, 以下の各証拠を総合評価するならば, 本件原観音像の木彫作業がほぼ完成した平成元年9月までの間に, 原告は, 本件原観音像の制作作業に関与していないと認定できる。

その理由は, 以下のとおりである。

#### ア 各証拠の評価

(ア) 被告Yは, 本人尋問において, 以下のとおり, 昭和62年1月ころから被告YがRから独立した平成元年9月までの間における本件原観音像の制作経緯及び制作作業の内容について, 具体的かつ詳細に供述している。すな

わち，

R及びその弟子である被告Yは，昭和62年5月ころ本件原観音像の木彫作業を開始し，平成元年9月半ばにその仕上げ作業を完了したが，この間に原告が本件原観音像の制作に関与したことはない，

Rが平成元年5月ころ脳梗塞により入院し，退院するまでの約1か月間，被告Yは，本件原観音像の木彫作業を進めたことはなく，Rの退院後に作業を再開した，Rが入院した当時，木彫作業は仕上げを残している状態であった，

Rの入院期間中に，原告が本件原観音像の制作について口を挟もうとしたが，被告Yは，これを拒絶した。

(イ) 各証拠(供述を含む。)によれば，以下の事実が認められる。すなわち，

平成元年10月10日にAによって撮影された，仏頭部に化仏をつけ，右手に錫杖を持った仏像(本件原観音像)の写真(乙30の2，31の2)，同年10月ころに写真家のHによって撮影された，仏頭部に化仏をつけ，右手に錫杖，左手に蓮華をそれぞれ持ち，台座の上に立った姿勢の仏像(本件原観音像)と同仏像用の光背とを並べた構図の写真(甲11の1枚目)(前記1(2)オ(イ))によれば，上記各写真が撮影された同年10月当時，本件原観音像はその細部まで彫り上げられた状態にあったことがうかがわれる，

先代住職は，昭和62年5月5日，6月14日，7月24日，8月25日，10月20日，昭和63年1月10日，4月8日，8月11日，平成元年1月28日，6月14日，10月10日の11回にわたり，本件原観音像の制作状況の確認等のため本件工房を訪れたが，Rが入院中の平成元年6月14日を除き，原告と会ったことはない(前記1(2)イ(ア)，(イ)，ウ(ア)ないし(オ)，(ク)，(ケ)，オ(イ)，(ウ))，

先代住職が本件工房を訪れた際に撮影された各写真(甲7ないし10，25ないし28，30，乙8の1ないし3，9の1の1ないし1の5，9の2，10，11の1ないし3，12の1，2，13の1，2，14の1の1ないし4，17の1ないし5，18ないし20，21の1ないし4，22，23等)には，原告が写っていない，

証人Dの証言によれば，同人は，昭和61年6月ころから昭和62年6月ころまでの間，Rの弟子として仏像制作を学び，同年5月ころから6月ころまでの間，兄弟子の被告Yの作業を手伝って本件原観音像の制作作業に関与したが，その間に原告は本件原観音像の制作作業に関与していない，

被告光源寺代表者(A)の供述によれば，Aは，平成元年10月10



日、本件原観音像の彫刻が終了したという連絡を受け、その撮影をするため、先代住職と共に本件工房へ行き、本件原観音像の写真（乙30の2、31の2）を撮影したほか、昭和62年5月5日、6月14日、7月24日、8月25日、昭和63年1月10日、平成元年1月28日、10月10日の7回にわたり、本件原観音像の制作状況の確認等のため本件工房を訪れたが、その際、原告を見かけたことはなく、Aの知る限り、原告は、眼の修繕以外に、本件原観音像の制作に全く関与していない、平成元年10月10日を最後に、先代住職及びAが本件原観音像の制作状況の確認等のため本件工房を訪れることはなかった（前記1(2)オ(ウ)）。

(ウ) 前記(イ)の事実及びその他の証拠を総合すれば、本件原観音像の制作が開始された昭和62年5月ころから被告Yが独立した平成元年9月までの間に、原告が本件原観音像の制作に関与したことはない旨の被告Yの前記供述部分は、信用することができる。

また、前記(イ)、(ウ)の事実と被告Yの供述（乙7の陳述書を含む。）及び被告光源寺代表者の供述（乙28の陳述書を含む。）を総合すれば、被告Yが独立した当時、本件原観音像の木彫作業は、仕上げ作業のほとんどが完了している段階にあったものと推認することができる。

#### イ 原告の供述等の評価

(ア) これに対し原告は、本人尋問において、本件原観音像の制作は、N家として依頼を受けたものであり、その仕事の割り振りは、「頭」はTが健康のころはTが、Tが亡くなってからはほとんどRが、「体」はJが、「腕、光背及び台座」はJと原告が、「化仏」は原告がそれぞれ担当して制作した、Rの退院後の平成元年6月末ころの時点では、小造りが終わり、仕上げに入る段階であった、Rは退院後、気力が衰え、見通しがつかないような状態であったため、原告が中心となって仕上げ作業を進めた、被告Yが独立した平成元年9月当時、本件原観音像の木彫作業は大体90パーセント位が進んでいた、仕上げ作業は平成2年3月12日に本件原観音像が本件漆塗り工房に搬入される直前までかかり、その搬入の前の1週間位は、原告がほとんど寝ない状態で作業を行った、仕上げ作業の主な内容は、腕部及び体部の彫り直し及び削り直しであり、一方で、仏頭部には手をつけておらず、光背の彫り直し及び削り直しも仕上げ作業としては行っていない、その具体的な作業ないし工程としては、漆を塗ることになるため、きちんと彫っていないと漆がかかった時点で形がぼけて甘くなってしまうので、そういうところを特に丁寧に仕上げている、また、衣の部分については質感ないし材質感を直していく仕事であった旨供述し、これに沿う陳述書（甲37）の記載部分がある。

(イ) しかし、原告が本件原観音像の化仏、両腕、光背及び台座の制作を担当し、Rの退院後の平成元年6月末ころから平成2年3月12日に本件漆塗り工房に搬入される直前まで、原告が中心となって仕上げ作業を行った旨の原告の上記供述（上記陳述書を含む。）は、本件原観音像の制作経緯及び制作作業の内容に関する被告Yの供述内容と対比すると、具体性に乏しい上、前記ア(イ)の「ないし」の事実とも整合しないことに照らすと、採用することはできない。

もっとも、原告の供述と相反する被告Yの供述を前提としても、被告Yの供述は、同被告が独立した後の平成元年10月から本件原観音像が平成2年3月12日に本件漆塗り工房に搬入されるまでの間に、原告が本件原観音像の仕上げ作業に関与したか否かについて触れているわけではない。そこで、その間に原告が仕上げ作業に何らかの関与をしたか否かについて、さらに検討する。

原告は、前記のとおり、仕上げ作業は本件原観音像が本件漆塗り工房に搬入される直前までかかり、その搬入の前の1週間位は、原告がほとんど寝ない状態で作業を行った旨供述していながら、その作業内容及び作業経緯については具体的な供述をしていないこと、前記ア(イ)の各写真の内容に照らすならば、原告が平成元年10月から平成2年3月12日までの間に行った仕上げ作業が、本件原観音像の制作についての創作的な関与に当たるものとまで認めることはできない。

(ウ) 原告が本件原観音像の制作作業に従事していたことを示す客観的資料であると主張する甲1、34、44、71は、いずれも本件原観音像の制作についての原告の具体的な関与の状況を示すものではなく、ましてや原告が平成元年10月から平成2年3月12日までの間に行った仕上げ作業によって本件原観音像の制作についての創作的な関与をしていたことを示すものではない。

すなわち、平成7年6月15日発行の宗教工芸新聞（甲1）における「(Rの)最近の大作としては駒込光源寺の大観音を仕上げたこと。・・・常に仕事を共に続ける弟・J氏、X氏（行動美術会員）は大きな支えとなった」との記載、医師Z作成の昭和63年7月30日付け紹介状（甲34）における「(Tは)観音像を3人の息子さん達と制作中の方です」との記載、平成12年11月26日に執り行われた先代住職の七回忌法要の席次表（法要後の会食の席次表。甲44）における原告についての「再建駒込大観音の共同彫刻家」との記載は、いずれも原告が本件原観音像の制作にいかなる関与をしたのかを具体的に示すものではない。

また、先代住職の七回忌法要の際には、T及びRは既に死亡し、Jは病気

のため仏師を廃業していたことに照らすと、原告は、本件原観音像を制作したRの名代としての位置づけであったことがわかるから、上記席次表において「再建駒込大観音の共同彫刻家」と記載されているからといって、原告が本件原観音像の制作者であることを裏付けることにはならない。

さらに、平成5年5月18日に執り行われた本件原観音像の開眼法要の際に、先代住職のスピーチを録音したビデオテープ（甲71）には、「この駒込大観音尊像は、仏教彫刻家T氏が監修されまして、R氏が制作されました。・・・そして、台座、光背等も」、X、Y氏の御協力を得まして見事に完成いたしましたものでございます。」との部分があるが、この部分は、先代住職は、本件原観音像の「制作」はRが行い、原告は「台座、光背等」についての「御協力を得た者」の一人として認識していたことを示すものにすぎない。

なお、証人Kの証言中には、Kは、平成2年4月か、5月ころ、先代住職から、原告を紹介され、その際、先代住職は、原告がN家の仏師の一族の一人で、本件原観音像も原告によるところが非常にあったという話をしていた旨の証言部分があるが、上記証言部分も、原告が本件原観音像の制作にいかなる関与をしたのかを具体的に裏付けるものではない。

#### ウ その他の証拠について

原告は、原告が著作者であることを裏付ける事実として原告の経歴やN家における過去の共同作業の在り方、関係者・第三者の認識、原告の著作者に準じる者としての処遇等の事実を主張する。しかし、原告の経歴やN家における過去の共同作業の在り方が、被告Yが参加した本件原観音像の制作への関与者を明らかにするものとはいえない。また、関係者・第三者の認識、原告の処遇等は、原告がT・Rを中心としたN家の一員として認識されていたことを示すにとどまり、原告の本件原観音像の制作作業への参加を裏付けるものとはいえない。

#### エ 小括

前記によれば、法14条所定の推定を覆す事実があるから、原告を本件原観音像の共同著作者と認めることはできない。

#### (2) 判断

前記のとおり、原告が本件原観音像の共同著作者と認められないから、原告が本件原観音像について共同著作者であることを前提とする前記争点2ないし争点6、争点8（原告固有の権利に基づく請求部分）についての原告の請求はいずれも理由がない。

3 Tの遺族として、法112条、法115条に基づく本件観音像を公衆の観覧に供することの差止請求、法112条、法115条の適当な措置請求等

による原状回復請求， 法 1 1 5 条に基づく名誉声望回復のための謝罪広告請求（訂正広告請求を含む。）， T から相続した展示権侵害を理由とする公衆の観覧に供することの差止請求（法 1 1 2 条 1 項），原状回復請求（法 1 1 2 条 2 項）及び損害賠償請求の可否（争点 7 ないし 1 0 - - - T に係る請求部分）

#### (1) 事実認定

原告は，著作物の原作品である本件原観音像の体部（躯体部）の内部の「大仏師監修 T」及び同足ほぞ部の「監修 T」との墨書によって，T（亡 T）の雅号である「T」が著作者名として通常の方法により表示されているから，T は，法 1 4 条に基づいて，本件原観音像の著作者（共同著作者）と推定される旨主張する。

しかし，原告の請求は，以下のとおり，理由がない。

前記争いのない事実等（前記第 2 の 2 (2)ウ）のとおり，本件原観音像の体内（躯体の内部）には，「大仏師監修 T」との墨書が，また，本件原観音像の足ほぞには，「監修 T」との墨書が施されている。

しかし，他方で，被告 Y の供述（乙 7 の陳述書を含む。）中には，T は，昭和 6 2 年 5 月ころから，認知症がひどくなってきており，本件原観音像の制作作業に関与できる状態にはなく，本件原観音像の制作作業に関与していない旨の供述部分があること，T は，本件原観音像の制作がされた昭和 6 2 年当時通院中であり，その後昭和 6 3 年 5 月下旬から通院不能となり，同年 7 月 2 9 日死亡したこと（前記 1 (2)ウ(キ)）に照らすと，「T」との上記墨書から，T が本件原観音像の著作者と推定されることを妨げる事実があるといえる。

また，原告の供述（甲 3 7 の陳述書を含む。）中には，本件原観音像の仏頭部の制作は，T が健康のころは T が行い，T がなくなってからはほとんど R が行い，また，化仏の粗彫りは，T と R が行った旨の供述部分があるが，これに反する被告 Y の供述部分に照らし，原告の供述部分は，到底採用することはできない。

他に T が本件原観音像の著作者であることを認めるに足りる証拠はない。

#### (2) 判断

したがって，原告の主張に係る，T の遺族として，本件観音像を公衆の観覧に供することの差止請求， 適当な措置請求等としての原状回復請求， 名誉声望回復のための謝罪広告請求（訂正広告請求を含む。）， T から相続した展示権侵害を理由とする公衆の観覧に供することの差止請求（法 1 1 2 条 1 項），原状回復請求（法 1 1 2 条 2 項）及び損害賠償請求は，いずれも理由がない。

4 R の遺族として， 法 1 1 2 条，法 1 1 5 条に基づく本件観音像を公衆の観覧に供することの差止請求， 法 1 1 2 条，法 1 1 5 条の適当な措置請求等

による原状回復請求，法115条に基づく名誉声望回復のための謝罪広告請求（訂正広告請求を含む。）の可否（争点7ないし9 - - - Rの著作者人格権侵害に係る請求部分）

(1) はじめに

原告は，Rの遺族として，著作者であるRが存しなくなった後において，著作者が存しているとしたならばその著作者人格権（法20条及び113条6項所定の権利）の侵害となるべき行為を保護するために，法112条，法115条所定を根拠とする本件観音像を公衆の観覧に供することの差止請求，法112条，法115条を根拠とする適当な措置請求としての原状回復請求，法115条を根拠とする名誉声望回復のための謝罪広告請求（訂正広告請求を含む。）を求める（法20条，113条6項，116条1項，60条）。

これに対して，被告らは，法20条1項所定のRの「意に反する・・・改変」に該当しない，及び法60条ただし書き所定のRの「意を害しないと認められる場合」に該当する，法20条2項4号所定の「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ない・・・改変」に該当する，法113条6項所定の「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」に該当しないなどと反論する。

当裁判所は，被告光源寺による本件観音像の仏頭部のすげ替え行為は，著作者であるRが生存しているとしたならばその著作者人格権（同一性保持権，法20条）の侵害となるべき行為であり，法113条6項所定の「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」に該当し，侵害とみなされるべき行為であり，法60条のただし書等により許される行為には当たらないと判断する。したがって，原告はRの遺族として，法116条1項に基づいて，法115条に規定するRの名誉声望を回復するための適当な措置等を求めることができると解される。そして，当裁判所は，すべての事情を総合考慮すると，法115条所定のRの名誉声望を回復するためには，被告らが，本件観音像の仏頭のすげ替えを行った事実経緯を説明するための広告措置を採ることをもって十分であり，法112条所定の予防等に必要な措置を命ずることは相当でないと判断するものである。

その理由は，以下のとおりである。以下，要件論（要件を充足性しているかの判断）と効果論（適切な回復措置に関する判断）と分けて，検討する。

(2) 要件論 - - - 要件充足性（法20条の同一性保持権侵害，法113条6項の著作者人格権のみなし侵害，及び法60条所定の要件該当性）について  
ア 改変の有無について

R（亡R）が，美術の著作物である本件原観音像の著作者であること，Rが平成11年9月28日に死亡したこと，被告光源寺が本件原観音像を本件

観音堂内に祀り、参拝者等の公衆の観覧に供していたこと、被告らが、Rの死後である平成15年ころから平成18年ころまでの間に本件原観音像の仏頭部をすげ替えたことは、前記争いのない事実等（第2の2）のとおりである。

本件原観音像は、木彫十一面観音菩薩立像であって、11体の化仏が付された仏頭部、体部（躯体部）、両手、光背及び台座から構成されているところ、11体の化仏が付されたその仏頭部は、本件原観音像においてRの思想又は感情を表現した創作的部分であるといえる。

そうすると、本件原観音像の仏頭部の眼差しを修正する目的で行われたものであるとしても、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、本件原観音像の創作的部分に改変を加えたものであると認められる。

イ 法20条1項所定のRの「意に反する・・・改変」の該当性、及び法60条ただし書き所定のRの「意を害しないと認められる場合」の該当性について

被告らは、R自身も本件原観音像の仏頭部に満足しておらず、これを作り直すべきことを検討していたから、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、Rの「意に反する・・・改変」（法20条1項）には当たらず、また「意を害しないと認められる場合」（法60条ただし書き）に該当し、法20条1項による禁止の対象とはならない旨主張する。

しかし、以下の経緯に照らすならば、本件原観音像の完成後に、観音像の仏頭部を作り直した行為は、法20条1項所定のRの「意に反する・・・改変」と推認するのが相当であり、また法60条所定の「意を害しないと認められる場合」に該当すると認めることはできない。

すなわち、被告Yの供述中には、仏頭部の粗彫りが完成した際、Rが先代住職に確認を求めたその場で、先代住職に対し、「お気に召さなければ作り直しでしょうか、と言いました」との供述部分があり、また、被告光源寺代表者（A）の供述中には、先代住職とAが昭和62年6月14日に本件工房を訪れた際、Rが先代住職に対し、粗彫りが出来上がった仏頭部について、「だみ声で、どうでしょう。お気に召さなかったら作り直しでしょうかねえ、というふうにおっしゃったのを覚えてます。」、Rは仏頭部の出来について、「作り直しでしょうかという言葉からすると、満足なさっていなかったのではないかと思います。」との供述部分がある。

他方で、Rは、昭和63年8月23日から1週間、化仏がつけられた仏頭部が、日本橋三越百貨店で開催された第35回仏教美術彫刻展に出展されているが（前記1(2)ウ(ク)）、仏師であるRが自ら制作した作品である仏頭部の出来について満足せず、あるいはこれを作り直すつもりでいたとすれば、

仏教美術彫刻展に出展することを差し控えるのが自然であること、平成5年5月18日に執り行われた本件原観音像の開眼法要（開眼落慶法要）の際に、Rは、本件原観音像の制作について、「・・・一生懸命やりました。出来映えはまあまあというところだと思います。」と挨拶していること（甲71）、被告Y及び被告光源寺代表者の前記各供述部分は、Rが粗彫りが出来上がった仏頭部について「お気に召さなければ作り直ししましょうか」あるいは「お気に召さなかったら作り直ししましょうかねえ」と発言したというものであって、その発言は、本件原観音像の制作途中の段階のものであり、完成した本件原観音像の仏頭部について作り直す意向を示したものとまではいえないと推認されること、前記開眼法要（開眼落慶法要）が執り行われた平成5年5月18日以降、Rが死亡した平成11年9月28日までの間に、Rが本件原観音像の仏頭部を作り直す意向を示したことをうかがわせる証拠はないことに照らすならば、被告Y及び被告光源寺代表者の上記各供述部分からRが本件原観音像の完成後にその仏頭部を作り直す確定的な意図を有していたとまで認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、Rが、本件原観音像について、どのような感想を抱いていたかはさておき、本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、法20条1項所定のRの「意に反する・・・改変」と推認するのが相当であり、また法60条所定の「意を害しないと認められる場合」に該当するとまでは認めることはできず、この点に関する被告らの上記主張は、いずれも採用することができない。

ウ 法20条2項4号所定の「やむを得ないと認められる改変」の該当性について

被告らは、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、法20条2項4号所定の「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」に該当すると主張する。

確かに、前記1で認定した事実によれば、本件原観音像は、本件観音堂に祀られた本件観音像を下から見上げる拝観者の眼差しと本件原観音像の眼差しとが合わさらなかったことから、Rが、本件原観音像が下を向くように、眼球面を彫刻した結果、上まぶたが仏像の慈悲の表現を表す「半眼」にならず、しかも、下から見上げると、本件原観音像は、驚いたように又は睨みつけるように眼を見開いた表情となった、観音像は、信仰の対象であり、その表情は、拝観者らの信仰の対象として、重要な意義を有するところ、信者や拝観者において、本件原観音像の表情について違和感を覚えるなどの感想を述べる者、慈悲深い表情とするよう善処を求める者がいた、被告光源寺は、平成6年ころ、Rに対し、本件原観音像の左右の眼の修繕を依頼したと

ころ、原告において、本件原観音像の眼差しの修正を試みたものの、本件原観音像の眼差しや表情を補修するには至らなかった、被告光源寺の現住職のAは、信者や拝観者らの信仰心を考慮して、本件原観音像の表情を修復すべきであると考えた、Aは、Rの死後の平成15年ころ、被告Yに相談したところ、本件原観音像の表情を変えるには、「目の部分だけを彫り直す方法」や「顔の前面を彫り直す方法」などが考えられるが、失敗する可能性もあり、その可能性を考えると、新たに仏頭部を作り直した方がよい旨の助言を受け、仏頭部全体の作り直しを決意した、原告に対し、本件原観音像の仏頭部の作り直しを伝えたところ、原告は、仏頭部の作り直しを拒絶した、Aは、被告Yに対して、本件原観音像の眼差しや表情を修正するため、新たな仏頭部を制作を依頼し、本件原観音像の仏頭部をすげ替えたとの経緯が認められる。

このような経緯に照らすと、被告らによる本件原観音像の仏頭部を新たに制作して、交換した行為には、相応の事情が存在するものと認められる。

しかし、たとえ、被告光源寺が、観音像の眼差しを半眼下向きとし、慈悲深い表情とすることが、信仰の対象としてふさわしいと判断したことが合理的であったとしても、そのような目的を実現するためには、観音像の仏頭をすげ替える方法のみならず、例えば、観音像全体を作り替える方法等も選択肢として考えられるところ、本件全証拠によっても、そのような代替方法と比較して、被告らが現実を選択した本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為が、唯一の方法であって、やむを得ない方法であったとの点が、具体的に立証されているとまではいえない。したがって、観音像の眼差しを修正し、慈悲深い表情に変えるとの目的で、被告らが実施した本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、法20条2項4号所定の「やむを得ないと認められる改変」のための方法に当たるといえることはできない。

被告らの主張は理由がない。

エ 法113条6項（著作者人格権のみなし侵害）所定の「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」の該当性について

Rは、平成5年5月18日に執り行われた開眼法要（開眼落慶法要）の際に、本件原観音像の制作者として紹介され、出席者の前で挨拶していること（甲71）、平成7年6月15日発行の宗教工芸新聞（甲1）の記事において、「仏師R師」との見出しの下に、Rが本件原観音像の制作者として紹介され、「東京駒込光源寺大観音（R）」と付された、本件原観音像の写真が掲載されていること（前記1(5)イ）からすれば、Rが死亡した平成11年9月28日から10年以上が経過した本件口頭弁論終結日（平成21年12月21日）の時点においてもなお、光源寺の檀家、信者や仏師等仏像彫刻に携



わる者の間において、Rは「駒込大観音」を制作した仏師として知られているものと推認することができること等の事実を総合すれば、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、Rが社会から受ける客観的な評価に影響を来す行為である。

したがって、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、法113条6項所定の、「(著作者であるRが生存しているとしたならば、)著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」に該当するといえる。

(3) 効果論 - - - 法115条所定の名誉声望回復措置等、法112条所定の停止措置等について

前記のとおり、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、著作者であるRが生存しているとしたならば、同一性保持権の侵害となるべき行為であり、また、法113条6項の著作者人格権のみなし侵害となるべき行為である。そして、Rには配偶者及び子はなく、Rの父T及び母亡Lは、Rの死亡前に既に死亡しており、原告は、Rの弟である(争いはない)。したがって、原告はRの遺族として、法116条1項に基づいて、法115条、112条所定の適当な措置等を求めることができる余地がある。そこで、法115条、112条に基づいて、原告が被告らに対して求めることができる適当な措置等の内容について吟味する。

ア 法115条所定の名誉声望回復措置等

(ア) 原告は、法115条所定の適当な措置として、被告光源寺に対し、仏頭部を本件原観音像制作当時の仏頭部に原状回復措置、公衆の閲覧に供することの差止め等、被告らに対し謝罪広告措置等を求めている。

しかし、下記の諸般の事情を総合考慮するならば、原告が求める謝罪広告中(訂正広告を含む。)、その客観的な事実経緯を周知するための告知をすることで、Rの名誉、声望を回復するための措置としては十分であり、仏頭部を本件原観音像制作当時の仏頭部に原状回復する措置や謝罪広告を掲載する措置、公衆の閲覧に供することの差止めについては、いずれも、Rの名誉、声望を回復するための適当な措置等とはいえないものと解する。

前記認定のとおり、本件原観音像は、被告光源寺の前住職が、戦災により焼失した「旧駒込大観音」を復興し、信仰の対象となる仏像にふさわしい観音像を制作することを目的として、Rに対し、依頼したこと、しかし、Rが制作した本件原観音像は、本件観音堂に安置された状態では、拝観者が見上げることになり、対面した拝観者に対しては、驚いたような表情、又は睨みつけるような表情となったこと、被告光源寺現住職のAは、そのような表情について違和感を感じて、本件原観音像の眼差しを修繕することを希

望し、Rに対し、本件原観音像の左右の眼の修繕を依頼したこと、その依頼に応じて、原告が、一旦は、本件原観音像の眼差しの修繕を試みたが、結局、本件原観音像の表情を補修することができなかったこと、被告光源寺のAは、被告Yに対し、本件原観音像の眼差しの修繕の相談をしたところ、被告Yは、仏頭部の一部のみを残して、前面のみを作り変えることは、かえって、失敗する危険性があると助言をしたこと、そこで、Aは、被告Yに、仏頭部を新たに制作し、仏頭を交換することを依頼し、被告Yは、そのような方法によって、本件観音像を作り替えたこと、被告Yは、Rの弟子として、長年にわたり、その下で制作に関与し、本件原観音像についても、制作開始から木彫作業が終了するまでの全制作行程（漆塗り、金箔貼りを除く。）に精力的に関与して、Rの創作活動に協力し、補助してきた者であること、本件原観音像から取り外した仏頭部（すげ替え前の仏頭部）は、その原形のままの状態の本件観音堂に保管されており、第三者が同仏頭部の形状を拝観することは不可能でないこと、仮に、被告光源寺は、本件観音像について、その仏頭部を観音像制作当時の仏頭部に原状回復することを命じられた場合、同被告は、一旦は、原状回復措置を講じても、その後すみやかに、いわゆる「お焚き上げ」と称する方法により、本件原観音像全体を焼却する措置を講ずることが推測され、結局のところ、Rの名誉、声望等が回復される目的が十分に達成できるとはいえないこと等諸般の事情を総合考慮するならば、原状回復の措置は、適当な措置ということとはできない。

(イ) すなわち、被告らによる本件観音像の仏頭部のすげ替え行為は、確かに、著作者が生存していたとすれば、その著作者人格権の侵害となるべき行為であったと認定評価できるが、本来、本件原観音像は、その性質上、被告光源寺が、信仰の対象とする目的で、Rに制作依頼したものであり、また、仏頭部のすげ替え行為は、その本来の目的に即した補修行為の一環であると評価することもできること、交換行為を実施した被告Yは、Rの下で、本件原観音像の制作に終始関与していた者であることなど、本件原観音像を制作した目的、仏頭を交換した動機、交換のための仏頭の制作者の経歴、仏像は信仰の対象となるものであること等を考慮するならば、本件において、原状回復措置を命ずることは、適当ではないというべきである。

以上の事情によれば、Rの名誉声望を維持するためには、事実経緯を広告文の内容として摘示、告知すれば足りるものと解すべきであり、別紙広告目録記載第1の内容が記載された広告文を同目録記載第2の新聞に、同目録記載第2の要領で掲載することが相当であると解する。また、法115条所定に基づき、公衆の閲覧に供することの差止め等を求めることも適当でない。

イ 法112条1項、2項所定の差止請求等

原告は、法 1 1 2 条 1 項に基づいて、著作者人格権を侵害する行為の停止又は予防を、同条 2 項に基づいて、著作者人格権侵害の停止又は予防に必要な措置を請求する。しかし、法 1 1 2 条 1 項， 2 項を根拠としたとしても，前記アと同様の理由によって，本件観音像を公衆の閲覧に供することの差止め及び原状回復は，必要な措置であると解することはできない。

5 R から相続した展示権侵害を理由とする公衆の閲覧に供することの差止請求（法 1 1 2 条 1 項）及び原状回復請求（法 1 1 2 条 2 項）の可否（争点 9 - - R に係る請求）

原告は、R が有していた原作品により公に展示する権利に係る専有権を相続したことを前提として、本件原観音像の二次的著作物である本件観音像について、公衆の閲覧に供することの差止請求権等が存在すると主張する。

しかし、原告の請求は、以下のとおり失当である。

すなわち、R は、被告光源寺からの、観音像の制作依頼に対し、これを承諾して、本件原観音像を制作したものである。ところで、観音像は、その性質上、信仰の対象として、拝観者をして観覧させるものであり、このような観音像の本来の目的に照らすならば、R が、自己が制作した観音像の展示については、一般的、包括的かつ永続的に承諾をした上で、制作したとみるのが自然である。したがって、原告が、R から相続したと主張する展示権に基づいて、公衆の閲覧に供することの差止め及びこれに関連する原状回復を求めることが許される余地はないと解するのが合理的である。

本件観音像は、本件原観音像の眼差しを修正する目的から、頭部を交換したものであり、本件原観音像そのものではないが、前記 4 の事実経緯等に基づき総合判断するならば、原告の有する展示権に基づく、本件観音像の展示差止めの請求が許されないのは同様である。

6 原告自らの展示権侵害を理由とする損害賠償請求，R から相続した展示権侵害を理由とする損害賠償請求，遺族としての深い愛着・名誉感情侵害を理由とする損害賠償請求について（争点 1 0）

前記 5 で述べたとおり、被告光源寺による本件観音像の展示は、許されると解すべきであり、原告の本件原観音像について有する展示権に基づく、被告光源寺に対する本件観音像の展示の差止請求権は存在しない。したがって、原告は、被告光源寺による、本件観音像の展示により、金銭に評価できる損害を被っているということとはできない。原告のこの点の請求は、理由がない。

## 第 5 結論

以上のとおりであり、原告の被告らに対する請求は、別紙広告目録記載第 1 の広告を、同目録記載第 2 の要領により掲載を求める限度で理由があり、その余の請求は、いずれも理由がない。その他、原告は、縷々主張するが、いずれ

も理由がない。また、仮執行宣言は相当でないから、これを付さない。  
よって、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1．本件にあつては、8つの争点を有していたところ、東京地裁では、争点1について、被告寺は同寺にある観音像の仏頭部をすげ替え前の制作当時の仏頭部に原状回復せよと判決し、原告のその点だけの主張を認容したのに対し、知財高裁では逆転判決をし、争点1に対する判断を取消し、争点8について、原告らの名誉又は声望を回復するために所定の広告等を掲載することだけを認容したのである。

2．まず東京地裁は、原告Xの主張に対し次のように認定した。

(1) 原告が、本件原観音像の制作に創作的に関与したことを認めるに足る証拠はないから、共同著作者であることは認められない。(争点1に対して)

(2) 制作者の1人である亡長兄が生きていたら、著作者人格権(同一性保持権)の侵害となるべき行為を行ったことになる。仏頭部のすげ替え行為は亡長兄の意に反する。仏頭部は、被告らによって原形のままの状態で保管されているのだから、これを本件観音像に取付けてすげ替え前の状態に戻すことは可能である。したがって、原告は長兄の遺族として、著作権法116条、115条に基づき、被告光源寺に対し、訂正するための適当な措置として、その仏頭部を同観音像制作当時の仏頭部(本件原観音像の仏頭部)に、原状回復することを求めることができる。(争点7について)

以上の理由により、東京地裁は、原告の請求は被告光源寺に対し本件観音像の仏頭部を本件原観音像の仏頭部に原状回復することを求める限度で理由があると認容したが、その余の請求及び他の被告に対する請求はいずれも理由がないとして棄却したのである。

3．次に知財高裁は、原告(控訴人)の主張に対し、本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為の違法性は認めしたが、それは名誉回復の措置をとるだけで解決は十分であると解したのである。

原告は、父と2人の兄との共同制作によって光源寺に設置した本件原観音像の共同製作者として、被告らによる仏頭部のすげ替え行為と被告光源寺によるすげ替え後の本件観音像の公衆観覧行為は、原告の著作者人格権(同一性保持権)の侵害に当たると主張し、死亡した父と2人の兄に代わって本件請求をしたというが、裁判所は、結局、原告は共同制作者であることを具体的に供述しておらず、その事実を客観的に証明するものもないから、「本件原観音像の制

作について創作的な関与をしていたことをしめすもの」はないと、まず原告の立場を認定した。

しかし、知財高裁は、原告は共同制作者らの遺族の立場にあると認定し、彼らの著作者人格権に対する侵害行為を認めたとであり、その上での判断となったのである。

即ち、知財高裁は、まず被告光源寺による仏頭部のすげ替え行為は、著作権者であるRが生存していたならば、その著作者人格権（同一性保持権，著20条）の侵害となる行為であること、著作者の名誉又は声望を害する方法により、その著作物を利用する行為に該当すること（著113条6項）、死者の人格的利益を侵害する例外行為に該当しないこと（著60条）と認定したのである。

そして、判決は、「要件論」と「効果論」とに分別して議論しているが、この議論法は説得力があるといえる。

### 3.1 著作権法115条の名誉声望回復措置等について

裁判所は諸事情を考慮すると、Rの名誉声望を維持するためには、事実経緯を広告文の内容として摘示、告示すれば足り、別紙広告目録記載第1の内容が記載された広告文を、同目録第2の新聞に、同目録記載2の要領で掲載することが相当であると解したのである。

### 3.2 著作権法112条1項，2項の差止請求等について

裁判所は、いろいろ検討した結果、Rの名誉，声望等が回復される目的が十分に達成できるとはいえないこと等の法的の事情を総合考慮すれば、原状回復の措置は適当な措置ということとはできない。即ち、法112条1項，2項を根拠としても、本件観音像を公衆の閲覧に供することの差止め及び原状回復は必要な措置であると解することはできないと判断したのである。

また、Rから相続した展示権侵害を理由とする公衆の閲覧に供することの差止請求及び原状回復請求について、裁判所は、本件観音像は、本件原観音像の眼差しを修正する目的から頭部を交換したもので、本件原観音像そのものではないから、前記の事実経緯に基づいて総合判断すれば、原告の有する展示権に基づく本件観音像の展示差止めの請求が許されないのは同様であると認定した。

### 3.3 損害賠償請求について

第1に、被告光源寺による本件観音像の展示は許されると解されること、第2に、原告の本件原観音像について有する展示権に基づく、被告光源寺に対する本件観音像の展示の差止請求権は存在しないことから、裁判所は、原告には金銭に評価できる損害を被っているということとはできないと判断した。

## 4. 最初、地裁判決による事実認定を読むと、著作物（本件原観音像）の同一

性保持権（著20条）を侵害した作品状態のものを、同一場所（光源寺）で展示していることの展示権（著25条）の侵害に該当するのではないかとストレートに考えたが、その背景にあるいろいろな事情を考慮すると、知財高裁が認定、判断するに至った理由の妥当性を理解するようになった。ということは、妥当な事実認定をするためには、総合的な事情の斟酌と熟慮が必要であり、その点を知財高裁は実行しているといえるのである。そして、著作権者（原告は一著作権者の遺族）の名誉を回復する措置として、新聞への広告文の掲載を命令することで決着したのである。

〔牛木 理一〕

（別紙）

#### 物件目録

仏 像	木彫十一面観音菩薩立像
所 在	東京都文京区向丘2丁目38番22号 光源寺 観音堂内

(別紙)

## 謝罪広告目録 1

### 第 1 謝罪広告の内容

#### 謝罪広告

光源寺及びYは、光源寺から委託を受けてR殿らと共同してX殿が制作し、光源寺が東京文京区向丘2丁目38番22号所在の光源寺境内観音堂内に安置した木造十一面観音菩薩立像である「駒込大観音」について、X殿には無断で、光源寺においてはYに対して仏頭部のすげ替えを委託し、これを受けてYにおいては仏頭部のすげ替えを実行し、これにより光源寺においては仏頭部がすげ替えられた状態で一般公衆の観覧に供し続け、もって、X殿が保有する同一性保持権を共同して侵害し、X殿に多大なるご迷惑をお掛け致しましたことを、ここに深く陳謝致します。

平成 年 月 日

東京都文京区向丘2丁目38番22号  
光 源 寺  
代表者代表役員 A

千葉県佐倉市山王2丁目40番15号  
Y

茨城県取手市戸頭8丁目13番16号  
X 殿

### 第 2 謝罪広告の要領

#### 1 毎日新聞

- (1) 掲載スペース：2段×4.0cm
- (2) 使用活字：見出し及び末尾被告らの名称は12ポイント(ゴシック),  
その他は10ポイント

#### 2 中外日報

- (1) 掲載スペース：2段×4.0cm
- (2) 使用活字：見出し及び末尾被告らの名称は12ポイント(ゴシック),  
その他は10ポイント

(別紙)

## 謝罪広告目録 2

### 第1 謝罪広告の内容

#### 謝罪広告

光源寺及びYは、光源寺から委託を受けて故T殿及び故R殿がX殿らと共同して制作し、光源寺が東京文京区向丘2丁目38番22号所在の光源寺境内観音堂内に安置した木造十一面観音菩薩立像である「駒込大観音」について、光源寺においてはYに対して仏頭部のすげ替えを委託し、これを受けてYにおいては仏頭部のすげ替えを実行し、これにより光源寺においては仏頭部がすげえられた状態で観音像を一般公衆の観覧に供し続け、もって、故T殿及び故R殿が存命していたとすれば、同人らの保有する同一性保持権の侵害となるべき行為を共同して実行し、故T殿及び故R殿の名誉ないし声望を毀損致しましたことを、ここに深く陳謝致します。

平成 年 月 日

東京都文京区向丘2丁目38番22号  
光 源 寺  
代表者代表役員 A

千葉県佐倉市山王2丁目40番15号  
Y

### 第2 謝罪広告の要領

#### 1 毎日新聞

- (1) 掲載スペース：2段×4.0cm
- (2) 使用活字：見出し及び末尾被告らの名称は12ポイント(ゴシック),  
その他は10ポイント

#### 2 中外日報

- (1) 掲載スペース：2段×4.0cm
- (2) 使用活字：見出し及び末尾被告らの名称は12ポイント(ゴシック),  
その他は10ポイント



(別紙)

## 広告目録

### 第1 広告の内容

#### 広告

光源寺及びYは、光源寺から委託を受けて故R殿が共同して制作し、光源寺が東京文京区向丘2丁目38番22号所在の光源寺境内観音堂内に安置した木造十一面観音菩薩立像である「駒込大観音」について、光源寺においてYに対して仏頭部の再度の制作を委託し、これを受けてYにおいて仏頭部を新たに制作し、これにより光源寺においては新たに制作された仏頭部を備えた観音像を観音堂に安置し、拝観に供していること、及び故R殿の制作にかかる仏頭部も同じく観音堂に安置していることについて、故R殿の名誉・声望を回復するための適当な措置として、お知らせ申し上げます。

平成 年 月 日

東京都文京区向丘2丁目38番22号  
光 源 寺  
代表者代表役員 A

千葉県佐倉市山王2丁目40番15号  
Y

### 第2 広告の要領

#### 1 毎日新聞

- (1) 掲載スペース：2段×4.0cm
- (2) 使用活字：見出し及び末尾被告らの名称は12ポイント(ゴシック),  
その他は10ポイント

#### 2 中外日報

- (1) 掲載スペース：2段×4.0cm
- (2) 使用活字：見出し及び末尾被告らの名称は12ポイント(ゴシック),  
その他は10ポイント

(別紙)

写真目録



「にらむ観音像」頭替えたら

# 仏師の著作権を侵害

知財高裁

観音像の頭部を無断ですげ替えたのは著作権の侵害だとして、仏師の遺族が寺側に元の頭部に戻すことを求めた訴訟の控訴審で、知財高裁(飯村敏明裁判長)は25日、請求を一部認め、すげ替えの経緯を説明する広告文を新聞紙上に掲載するよう命じる判決を言い渡した。一審・東京

地裁が命じた頭部の原状回復は認めなかった。問題となったのは東京都文京区の光願寺にある高さ8.8メートルの駒込大観音。判決によると、観音像は江戸時代の1897年の建立。1945年の東京大空襲で焼失したが、寺の依頼を受けた仏師を中心に98年に再建された。

しかし、にらみつけるような表情に違和感を感じ、檀家や参拝者からも改善の要請があったため、98年に仏師が死去後、仏師の弟子が制作した頭部にすげ替えた。思想や感情を創作的に表現した美術などの著作物は作者の死後も50年間は著作権が保護される。判決は「まなざし

を修正する目的だったとしても、元の観音像の創作的部分に改変を加えたと認められる」と指摘。「仏師は頭部を作り直す意図を持っていたとは認められず、寺側は観音像全体を作り替える方法もあった」として、寺側が仏師の著作権を侵害したと認めた。一審が認めた原状回復については「すげ替え前の頭部は保管されており、拜観することも不可能ではない。事実経緯を説明する広告を掲載すれば十分だ」と述べ、頭部を元に戻すことを求めた遺族側の請求は退けた。(向井宏樹)



すげ替え前▲後▼

